

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 平成26年9月12日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 3時10分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

中 島 克 訓 針 谷 育 造 広 瀬 昌 子

松 本 喜 一 渡 辺 照 明 関 口 孫 一 郎

大 川 秀 子 千 葉 正 弘

傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 小 久 保 かおる

白 石 幹 男 針 谷 正 夫 大 阿 久 岩 人

入 野 登 志 子 天 谷 浩 明 増 山 敬 之

大 武 真 一 海 老 原 恵 子 小 堀 良 江

福 田 裕 司

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

課長補佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総合政策部長	赤羽根	正	夫
総務部長	松本		俊
危機管理監	高橋	一	典
理財部長	五十畑	恵	造
大平総合支所長	小島	誠	司
藤岡総合支所長	塚田		勝
都賀総合支所長	青木	康	弘
岩舟総合支所長	大島	純	一
会計管理者	田谷	安	久
監査委員事務局長	萩原		弘
消防長	関口	義	行
総合政策課長	小保方	昭	洋
総合政策課主幹	新村		亨
総合政策課主幹	荒川		明
まちなか土地利用推進室長	國保	能	克
地域まちづくり課長	天海	俊	充
秘書広報課長	高崎	尚	之
財政課長	杉山	知	也
総務課長	川津	浩	章
職員課長	名淵	正	己
情報推進課長	塚田		薫
契約検査課長	榎本	佳	和
危機管理課長	大橋	嘉	孝
管財課長	大塚	桂	三
市民税課長	萩原	雄	一
資産税課長	島田	隆	夫
収税課長	早乙女	正	美
大平総合支所地域まちづくり課長	福島		司
大平総合支所税務課長	勅使川原	成	好
藤岡総合支所地域まちづくり課長	田中		徹
藤岡総合支所税務課長	片柳	耕	一郎

都賀総合支所 地域まちづくり課長	関	口	孝	雄
都賀総合支所 税務課長	高	橋	好	男
西方総合支所 地域まちづくり課長	中	田	博	之
西方総合支所 地域まちづくり課主幹	出	井		均
岩舟総合支所 地域まちづくり課長	松	本	静	男
岩舟総合支所 税務課長	柿	沼		実
会計課長	石	川		実
選挙管理委員会 事務局次長	平	本		武
監査委員事務局 次長	宮	脇	康	子
消防総務課長	小	島		徹
予防課長	柏	崎	一	夫
警防課長	石	田		栄
通信指令課長	小	藤	博	男
消防第1課長	穂	本	行	夫
消防第2課長	赤	城	一	仁
議事課長	稲	葉	隆	造

平成26年第4回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

平成26年9月12日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 96号 栃木市マスコットキャラクター応援基金条例の制定について
- 日程第 2 議案第 97号 栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第102号 栃木市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第103号 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第104号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第115号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 90号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
- 日程第 8 認定第 1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）
- 日程第 9 認定第 18号 平成25年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）
- 日程第10 認定第 26号 平成26年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）
- 日程第11 認定第 19号 平成25年度佐野地区広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）
- 日程第13 認定第 20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）
- 日程第14 陳情第 7号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の廃止を求める陳情書
- 日程第15 陳情第 9号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回」を求める陳情書
- 日程第16 陳情第 8号 原子力発電所および核施設の廃止と海外諸国への輸出廃止を求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第96号 栃木市マスコットキャラクター応援基金条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

高崎課長。

○秘書広報課長（高崎尚之君） 改めまして、おはようございます。それでは、説明をさせていただきます。

ただいまご上程をいただきました議案第96号 栃木市マスコットキャラクター応援基金条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては、恐れ入りますが、27ページから29ページでございます。議案説明書につきましては1ページでございます。

まず、議案説明書の1ページをごらんください。本議案の提案理由でございますが、本市の情報及び魅力を効果的に発信することを目的として作成いたしました、マスコットキャラクターの活用を図るために、皆様からの応援寄附金を積み立てる基金を設置するための条例を制定することにつきまして、ご審議をいただきたいというものでございます。

以下、参照条文につきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、恐れ入りますが、議案書の27ページ、28ページをお開きください。27ページにつきましては、条例の制定文でございます。

28ページをごらんください。新規の基金条例制定でございますので、各条文に従いましてご説明をいたします。第1条、第2条につきましては、ただいま提案理由でご説明したとおりの内容でございます。

次に、第3条の管理でございますが、第1項は、基金に属する現金は、金融機関への預金等最も確実かつ有利な方法により保管をする規定となっております。

第2項につきましては、基金に属する現金を最も確実、かつ有利な有価証券にかえることができる規定となっております。

第4条の運用益金の処理であります。本基金から生じます運用益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、その目的の事業に充てる規定であります。

次に、第5条でございますが、繰りかえ運用につきましては、市の財政運営上、必要がある場合に限り、確実な繰り戻しの方法を定めまして、歳計現金に繰りかえて運用することができるという規定であります。つまり一時的に市が持つ現金に不足が生じそうな場合には、一時借り入れ的な運用もできるという規定であります。

第6条の処分でございますが、本基金は、第1条に規定するマスコットキャラクターの活用を推進する事業に充てる場合のみ取り崩すことができるという規定であります。

次のページをごらんください。29ページでございます。第7条の委任であります。本条例に定めるもののほか基金管理に関する必要な事項は、市長が別に定めるという規定であります。

最後に、附則でございますが、本条例は公布の日から施行させていただきたいというものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 今基金条例の話が出ていますけれども、今ゆるキャラのグランプリでとち介が健闘しているところなのですが、現在こういった応援基金というか、そういった申し込み等はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 高崎課長。

○秘書広報課長（高崎尚之君） まだないのですが、市内の企業さんから、そのような申し出を現在受けているところでございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そういった申し出もあるということで、新条例つくるのはよろしいかなという感じはするのですが、このキャラクター設置のこの1条のところ、キャラクターを活用するための推進する事業の財源に充てるということなのですけれども、例えば今、今回は常滑で決戦投票があるという予定でございます。そこに応援に行くときの費用なんかも、その辺から充当するという考え方はどうなのでしょう、お聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 高崎課長。

○秘書広報課長（高崎尚之君） 今年度は間に合いませんが、来年度基金がそれなりに醸成をされて

いけば、そういうふうな活動にも活用していきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了します。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第96号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、したがいまして議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第97号 栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） ただいまご上程をいただきました議案第97号 栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書は30ページから35ページ、議案説明書は2ページとなります。まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の2ページをごらんください。

提案理由であります。地方公務員法の一部改正に伴いまして、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることができる配偶者同行休業制度を導入するに当たりまして、必要な事項を定めるため、栃木市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の30ページをごらんください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます。次の31ページをごらんください。

条文となりますが、第1条の趣旨につきましては、地方公務員法の規定に基づき、配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるというものです。

第2条の配偶者同行休業の承認につきましては、職員が配偶者同行休業の申請をした場合において、公務に支障がないと認めるときは、勤務成績等を考慮した上で承認することができるというものです。

第3条の配偶者同行休業の期間につきましては、3年とするというものでございます。

第4条の配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由につきましては、第1号の外国での勤務、第2号の外国において個人がなりわいとして行う活動、第3号の外国の大学における修学であって、六月以上にわたり継続することが見込まれるものとするというものでございます。

第5条の配偶者同行休業の承認の申請につきましては、期間の初日及び末日並びに配偶者が外国に滞在する事由を明らかにしなければならないというものです。

第6条の配偶者同行休業の期間の延長につきましては、第1項として3年を超えない範囲内で期間の延長を申請することができるというものでございます。

第2項は、期間の延長を承認する際の要件は、当初の承認に準ずるというものでございます。

第7条の配偶者同行休業の承認の取り消し事由につきましては、第1号として、配偶者が外国に滞在しなくなったことまたは配偶者同行休業の滞在事由に該当しなくなったこと、第2号として、配偶者同行休業をしている職員が産前産後休暇を取得することとなったこと、第3号として、配偶者同行休業をしている職員が育児休業をすることとなったこととするというものでございます。

第8条の配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用につきましては、第1項といたしまして、配偶者同行休業の申請があった場合は、その職員の業務を処理するため、第1号の任期付職員または第2号の臨時職員を任期を定めて任用することができるというものでございます。

第2項は、配偶者同行休業に伴い任用いたします職員には、任期を明示しなければならないというものでございます。

第3項は、配偶者同行休業に伴い任用いたしました職員の任期につきましては、配偶者同行休業の申請期間の範囲内で更新できるというものでございます。

第4項は、配偶者同行休業に伴い任用する職員の任期を更新する場合は、任期を明示しなければならないというものでございます。

第5項は、配偶者同行休業に伴い任用する職員の任期を更新する場合は、当該職員の同意を得なければならないというものでございます。

第9条の職務復帰後における号給の調整につきましては、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰する場合は、当該期間を100分の50の換算率で給料の号給を調整することができるというものでございます。

第10条の委任につきましては、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるというものでございます。

附則となりますが、第1項の施行期日につきましては、公布の日から施行するというものでござ

います。

第2項の栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、各任命権者から市長への報告及び公表の項目といたしまして、「職員の休業に関する状況」を加えるものでございます。

第3項の栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、配偶者同行休業に伴い任用いたしました職員については、「育児休業及び育児短時間勤務をすることができない」という規定を加えるものでございます。

第4項の栃木市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、第20条におきまして、引用条文を地方公務員法から市の条例に改めるものでございますが、内容の変更はございません。

また、第21条といたしまして、配偶者同行休業の承認を受けた職員には、その期間給与を支給しないこととする規定を加えるものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 地方公務員法の改正に伴い定めるということでございますけれども、現在これまでにも、こういった方が職員の中にいたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 現在のところ配偶者の転勤等で外国に行くために退職された職員はございません。なお、結婚をされまして外国に移住されたという方はこれまでにおります。

○委員（大川秀子君） 了解です。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

○委員（大川秀子君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） この条例が制定され、スタートしたら、年間どのくらいの職員から申請があると見越しているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 市内に立地しております各企業におきましても、従業員の海外赴任がなされておりますので、希望する職員も将来的にはいるものと考えておりますが、人数的には1年に何人ということではなくて、何年間に1人程度になるものと考えております。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第97号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、したがいまして議案第97号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第102号 栃木市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） ただいまご上程をいただきました議案第102号 栃木市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は128ページから130ページ、議案説明書は7ページであります。初めに、議案説明書よりご説明をいたしますので、議案説明書7ページをごらんください。

まず、提案理由であります。消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるため、栃木市消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定することについて議会の議決を求めらるものでございます。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書128ページをお開きください。議案書128ページは本議案の提出文でありますので、説明を省略させていただきます。

129ページをごらんいただきたいと存じます。栃木市消防長及び消防署長の資格を定める条例があります。消防長及び消防署長の資格は、これまで消防組織法第15条により政令で定められていたが、消防組織法第15条の一部が改正され、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令を参酌して市町村の条例で定めることとされたため、新たに制定するものでございます。

第1条でございますけれども、本条例の趣旨でございます。

第2条につきましては、消防長の資格を定めるものでございます。

第1項は、消防署長及び消防本部次長の職にあったものであることを定めるものでございます。

第2項は、消防本部の課長及び消防副署長の職にあったものであることを定めるものでございます。

第3項は、栃木市の部長級の職にあったものであることを定めるものでございます。

第3条につきましては、消防署長の資格を定めるものでございます。

第1項は、消防指令以上の階級にあったものであることを定めるものでございます。

第2項は、消防指令補以上の階級にあったものであることを定めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行したいというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第102号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、したがって議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決いたしました。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第103号 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

川津課長。

○総務課長（川津浩章君） ただいまご上程いただきました議案第103号 栃木市情報公開・個人情

報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は131ページ、132ページ、議案説明書は9ページから11ページでございます。まず、議案説明書9ページをごらんください。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、の制定に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の概要につきましては、新旧対照表でご説明いたします。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページ、11ページをごらんください。改正案の第1条をごらんください。情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開及び個人情報保護制度の適正かつ公平な運営を図るため設置しているものですが、番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項を調査、審議することを追加し、第2条の所掌事項に、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の市が実施する特定個人情報保護評価のうち特に重要なものに対して意見を述べることを、こちらを第三者点検といいますが、を追加するとともに、「第3号」を「第4号」に改めるというものであります。

改正文にあります「特定個人情報保護評価とは」でございますが、個人番号を含む個人情報ファイルを特定個人情報ファイルといいます。地方公共団体がこの特定個人情報ファイルの適正な取り扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有することで生じるリスクと、そのリスクをどのようにして軽減、緩和しているかを評価するものであります。

なお、この特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの対象人数と取り扱い職員数に応じて3種類に分かれておりまして、本市では情報公開・個人情報保護審査会からご意見をいただく、いわゆる第三者点検を実施する特定個人情報ファイルはございませんが、今後に備えて情報公開・個人情報保護審査会を第三者点検を行う機関として位置づけておくというものであります。

議案書の131ページをごらんください。こちらは制定文でございます。

132ページをごらんください。こちらは、先ほど新旧対照表で説明した内容で改正するための改め文でございます。

一番下のところにあります附則でございますが、本条例は公布の日から施行するというものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第103号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、したがいまして議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第104号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、議案第104号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） よろしくお願ひいたします。それでは、ただいまご上程をいただきました議案第104号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書は133ページから144ページであります。また、議案説明書は13ページから51ページであります。初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の13ページをごらんください。

議案第104号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由でございますが、地方税法の一部改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例等の一部を改正することにつきまして、議会の議決をいただきたいというものでございます。

次に、改正の概要についてであります。1、市民税につきましては、（1）市民税の納税義務者等に係る外国法人の規定の整理を行うこと。

（2）所得割の課税標準等の引用条項の整理を行うこと。

（3）法人税割の税率を改めること。

（4）居住用財産の買い替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除等の規定を削ること。

（5）肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の適用期間を延長すること。

（6）非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例に、贈与または相続、もしくは遺贈により払い出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した場合のみなし規定を加えること。

2、固定資産税につきましては、(1) 固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等の引用条項の整理を行うこと。

(2) 水質汚濁法の規定による汚水または廃液の処理施設等の固定資産の課税標準の特例割合を定めること。

(3) 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に「耐震基準適合家屋」を加えること。

3、軽自動車税につきましては、(1) 軽自動車税の税率を改めること、(2) 軽自動車税の税率の特例を定めることとさせていただきます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

以上で議案書の改正概要の説明を終わらせていただきます。

次に、改正の内容につきましては、16ページ以降の新旧対照表でご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、16ページ、17ページをお開きください。

栃木市税条例の一部改正(第1条関係)でございますが、市税条例の本文を改めるものでございます。

第23条は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことにより、規定を整備するものであります。

第33条は、引用条項の整理を行うものであります。

第34条の4は、地方法人税の創設に対応して、法人税割の税率が引き下げられたことに伴い、改めるものであります。

第48条は、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴い、規定を整備するものであります。

次に、18、19ページをお開きください。第52条は、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴い、規定を整備するものであります。

第57条は、引用条項の整理を行うものであります。

次に、20、21ページをお開きください。第59条は、第57条と同様に、引用条項の整理を行うものであります。

第82条は、地方税法において軽自動車税の税率が引き上げられたことに伴い、改めるものであります。

次に、22、23ページをお開きください。中段の附則第4条の2は、引用条項の整理を行うものであります。

次に、現行の附則第6条、少し飛びまして、26、27ページの同じく現行の附則第6条の2、さらにもう少し飛びまして、30、31ページの現行の附則第6条の3の第3項まででございますが、これらの規定は単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、地方税法に規定している内容と重複し

ていることから、最小限必要なものを載せるという条例の性格を踏まえて削除するものであります。

次に、32、33ページをお開きください。附則第7条の4は、さきの条例改正により、附則第20条の先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例の条項が、附則第20条の2から繰り上げされたことに伴い、条文を整理するものであります。

附則第8条は、地方税法の改正により、特例の適用期間を3年間延長し、平成30年までと改めるものであります。

附則第10条の2は、本附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、新たに我がまち特例の導入により、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品等に係る課税標準の特例措置に対する規定を追加するものであります。

次に、34、35ページをお開きください。附則第10条の3は、地方税法第15条の10が創設されたことによりまして、耐震基準適合家屋についての規定を追加するものであります。

附則第16条は、地方税法第30条の改正により、3輪以上の軽自動車に対し、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の税率を読みかえる規定を追加するものであります。

次に、36、37ページをお開きください。附則第17条の2は、地方税法の改正により、特例の適用期間を平成26年度から平成29年度までに改めるものであります。

次に、38、39ページをお開きください。附則第19条は、規定の明確化等の整理を行うものであります。

附則第21条は、以降、一般社団法人等に係る固定資産税の非課税措置が廃止されたことから、規定の整備を行うものであります。

附則第21条の2は、引用条項の整理を行うものであります。

次に、40、41ページをお開きください。中段の現行の附則第22条及び次の42、43ページ、上段の同じく現行の附則第22条の2、また次の44、45ページ下段の同じく現行の附則第23条の、46、47ページの第2項までにつきましては、先ほどの附則第6条から第6条の3と同じく、単に細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除するものであります。

次に、同じく46、47ページの現行の附則第24条、同じく現行の附則第25条は、条項が削除されたことに伴い、条文を整理するものであります。

次に、その下の栃木市税条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）は、平成22年9月30日に公布した市税条例の未施行の部分の規定を改める内容であります。

次の48、49ページに続きますが、附則第19条の3第2項は、地方税法の改正により、贈与または相続もしくは遺贈により払い出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した場合のみなし規定を追加し、整理するものであります。

次に、中段の栃木市税条例の一部を改正する条例の一部改正（第3条関係）は、平成25年10月1

日に公布した市税条例の未施行の部分の規定を改める内容であります。

附則第19条の2第2項は、読みかえ規定を整理するものであり、「附則第20条の5を削る」の次に、附則第21条の2について、地方税法改正による引用条項を整理する条文を追加するものであります。

次に、50、51ページをお開きください。一部改正条例の附則第1号、第3号及び第5号につきましては、施行期日の整理を行うものであります。

また、次の附則第3条第4項及び第5項につきましては、引用条項に伴う法律名等の整理を行うものであります。

新旧対照表での説明は以上であります。

次に、議案書でございますが、恐れ入りますが、議案書の140ページをごらんください。附則の施行期日ではありますが、附則第1条により、この条例は公布の日から施行するというものであります。ただし、同条第1号から第7号につきましては、当該各号に定める日からそれぞれ施行するというものであります。

また、次の141ページの附則第2条から143ページの附則第6条につきましては、それぞれの経過措置を規定するものであり、所要の経過措置を設けた上で施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 私は、軽自動車税の部分について質問させていただきたいと思います。

一番税率改正の大きいところでは1.5倍ぐらいの増税になるということになるわけですが、大変厳しい内容だなというふうに思っております。この新しい軽自動車税が対象になるのは、来年平成27年の4月以降新たに購入するものからというふうに認識しておりますけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 2輪のバイクとか2輪の原付とかにつきましては、平成27年度から課税させていただく形になります。軽自動車税につきましては、平成27年の4月1日現在に所有しているものということで、賦課期日が4月1日になりますので、その日に所有している場合に課税になって、その日以降に購入したものは平成28年度から課税をされていく形になります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） ちょっと私も理解が足りないのかもしれませんが、自動車税も、ほかのものもそうなのですが、新たに買ったのではなくて、持っているだけで対象になるものも

あるということによろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） あくまでも新たに買った新車からということになって、今現在所有されているものはそのままの税率が適用されます。今度経年重課ということで、14年を経過したものに付きましての重課税が導入されますが、その期間が来るまでは今と同じ金額で課税するという形になります。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 法人税についてお伺いをしたいのですけれども、16ページですよ。

税率が減少する法人に対しては優遇というふうに言われておりますけれども、この本市の税収に対して影響はどうか。国のほうでは、配分が優遇されるということも言っておりますけれども、その栃木市に与える影響はどうかお伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 法人市民税についての影響ということでございますが、平成26年度には影響がほとんど生じません。法人市民税の引き下げは、平成26年10月1日から始まる法人の事業年度から適用ということで、平成27年度から影響が出てまいります。平成25年度の決算ベースで課税標準が変わらないとした場合、平成27年では約1億1,000万円の減少、平年化します平成28年度は2億6,000万円の減少があると見込んでおります。しかし、この法人市民税の税率の引き下げ分につきましては、国が新たに地方法人税を創設しまして、その税収全額を地方交付税の財源とし、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、各交付団体に分配されるという形になっております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 今大川委員から質問があった関連になってくるかと思うのですが、この税条例の改正によって、市民税等全体で年間どの程度の移動があるか、その辺がわかりましたら説明をお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 済みません、法人の移動って……

○委員（関口孫一郎君） 額がどの程度、市民税がどの程度動いてくるのか、全体でという……

○市民税課長（萩原雄一君） 税率が変わったって……

○委員（関口孫一郎君） ええ。

○市民税課長（萩原雄一君） いいですか。

○委員長（福富善明君） はい。

○市民税課長（萩原雄一君） 先ほど申し上げたとおり……

○委員（関口孫一郎君） いや、全体でね。今回の税条例の改正によって……

○市民税課長（萩原雄一君） 今回の税条例全体ですと、軽自動車税が2,200万円ほど来年度から変わる形で増えます。法人税のほうは減っていく形になります。ほかの税率、改正につきましては、ほとんど影響がないと見ています。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 関連なのですがけれども、増えるものもあれば変わらないものもあるということで、減るものもきつとあるのかなとは思いますが、軽自動車税の課税の金額が変わることで税収がどの程度変わってくるのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 軽自動車税につきましては、平成26年度の当初課税ベースで登録台数が変わらないとした場合、平成27年度は約2,200万円の増を見込んでおります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 関連になるのですがけれども、自動車取得税のほうが減税という方向になっていくと思うのですが、その影響がどうなのか教えてください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） よろしいですかね、自動車取得税が減税になり、今後廃止になっていくわけですよね。その影響が次年度はどれぐらいあるのでしょうかという質問です。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） 自動車取得税につきましては、県税でございますので、主要な影響については、自動車取得税交付金というのが市のほうに歳入としてあるのですがけれども、自動車取得税自体が税率が引き下がるということになれば、市のほうの自動車取得税交付金のほうも減るものと思っております。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） この条例に関して反対の討論をさせていただきたいと。全て反対ではないので、ちょっと心苦しいところはあるのでありますけれども、討論をさせていただきたいということでもあります。

この条例案の中の軽自動車税の部分についてということでもありますけれども、賛成しがたい点が幾つかあるということで反対討論をさせていただきたいと思います。

このことは、既に国会のほうで決まって法案化されている内容ですから、地方議会で言ったところでどうにもならないということは十分承知をしているわけですが、何点か申し上げさせていただきたいということでもあります。

自動車取得税が、先ほども議論になりましたけれども、廃止あるいは減税になって、最終的に廃止になっていくということはいいのですけれども、その穴埋め的な考え方で軽自動車税を大幅に増税をするということはいかなるものかということと、しかも増税の影響を受けるのは、軽自動車をまさに生活の足として使っている一般の市民の皆さんということになるわけですし、その点から、先ほども言いました、大幅な増税になるということで生活への影響も大きいということもありまして、この条例については反対をさせていただきたいということでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第104号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	中島克訓	針谷育造	広瀬昌子	松本喜一
		渡辺照明	関口孫一郎	大川秀子	
〕	反 対	千葉正弘			

○委員長（福富善明君） 起立多数であります。

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第6、議案第115号 財産の取得についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石田課長。

○警防課長（石田 栄君） ただいまご上程をいただきました議案第115号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

議案書は163ページ、議案説明書は100、101ページでございます。初めに、議案説明書により説明させていただきますので、100ページ、101ページをごらんください。

提案理由でございますが、栃木市消防署に配備中の高規格救急自動車1台が老朽化したため、高規格救急自動車1台を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

購入予定の車両につきましては、平成19年に購入しました高規格救急自動車は、運用後7年を経過、走行距離が約18万キロに達し、故障も頻発しているため、更新させていただきたいというものであります。

なお、本車両の購入につきましては、国の補助事業であります緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用させていただいております。

参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、恐れ入りますが、議案書の163ページをお開きください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、高規格救急自動車1台であります。

2、取得の方法につきましては、指名競争入札であります。

3、取得予定価格につきましては、3,391万2,000円であります。

4、取得相手につきましては、宇都宮市横田新町3番47号、栃木トヨタ自動車株式会社、代表取締役社長、新井将能であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第115号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
ここで暫時休憩をいたします。

（午前 9時55分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

◎発言の訂正

○委員長（福富善明君） ここで訂正いたします。

先ほど議案番号を「105号」と申し上げましたが、「115号」の誤りですので、訂正させていただきます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第7、議案第90号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

杉山財政課長。

○財政課長（杉山知也君） ただいまご上程いただきました議案第90号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

別冊の補正予算書の3ページをごらんください。議案第90号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億8,291万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ726億9,425万1,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

繰越明許費は、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によるというものであります。

地方債の補正は、第4条、地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。第2項地方債の変

更は、「第5表 地方債補正」によるというものであります。

4ページ、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。4ページが歳入、次の5ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。左側6ページをごらんください。第2表、繰越明許費であります。2款1項コミュニティFM事業につきましては、無線局の予備免許取得の受け付け時期が、国の都合により、秋以降にずれ込むこととなり、工事期間を確保するため、繰り越しさせていただくものであります。

第3表、債務負担行為補正、追加につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

右側7ページをごらんください。第4表、地方債補正、追加であります。防犯灯LED化事業、起債の限度額1,770万円及び土地区画整理事業限度額4,750万円を追加させていただくものであります。

8ページをお開きください。第5表、地方債補正、変更であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。起債の目的欄にあります道路維持事業につきましては、起債の限度額を1,480万円増額しまして、9,010万円に変更させていただくものであります。

次の道路新設改良事業につきましては、限度額を5,230万円増額しまして、6億2,300万円に変更させていただくものであります。

次の臨時財政対策債につきましては、限度額を2億8,178万3,000円減額しまして、30億3,021万7,000円に変更させていただくものであります。なお、起債の方法、利率及び償還方法については、変更ございません。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

恐れ入りますが、31ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。31ページは歳入、次の32、33ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き所管関係部分の歳入について説明をさせていただきます。

34ページ、35ページをお開きください。9款1項1目1節地方特例交付金は、補正額241万7,000円の増額であります。説明欄の地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除に対する地方特例交付金の確定に伴い、増額補正するものであります。

次に、10款1項1目1節地方交付税は、補正額3億5,169万1,000円の減額であります。説明欄の普通交付税につきましては、普通交付税の額の決定に伴い、減額補正するものであります。景気回復に伴い、法人市民税が増額となったことなどから、基準財政収入額が見込みより大きくなったため、普通交付税が減額となったものであります。

次に、14款2項6目1節総務管理費補助金は、補正額2,330万6,000円の増額であります。説明欄の社会保障税番号制度システム整備費補助金につきましては、国が進めております番号制度の対応

するためのコンピューターシステムの改修費に対する国庫補助金であります。

36ページ、37ページをお開きください。2段目の17款1項2目1節総務管理費寄附金は、補正額30万円の増額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援寄附金につきましては、ふるさと納税に係るマスコットキャラクターの応援コースへの寄附金であります。

次に、18款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額1,132万2,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金からの繰り入れを増額補正するものであります。

次に、19款1項1目1節前年度繰越金は、補正額16億7,889万2,000円の増額であります。説明欄の前年度繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金の確定により増額補正するものであります。

38ページ、39ページをお開きください。3段目の21款市債であります。補正額は1億4,948万3,000円の減額であります。1項1目1節総務管理費は、補正額1,770万円の増額であります。説明欄の防犯灯LED化事業債につきましては、防犯灯設置事業に充てるため、増額補正するものであります。

4目1節道路橋梁債は、補正額6,710万円の増額であります。説明欄の地方道路整備事業債につきましては、栃木地域の市道各号線舗装補修事業及び藤岡地域の市道各号線道路改良事業に充てるため、増額補正するものであります。

次の合併特例債事業、道路新設改良事業につきましては、市道102号線道路改良事業、市道〇ー527号線歩道整備事業及び市道F6号線道路改良事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、3節都市計画費は、補正額4,750万円の増額であります。説明欄の新大平下駅前地区土地区画整理事業債につきましては、新大平下駅前地区土地区画整理事業に充てるため、増額補正するものであります。

次に、7目1節臨時財政対策債は、補正額2億8,178万3,000円の減額であります。説明欄の臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、減額補正するものであります。

以上で歳入についての説明を終わります。

引き続き、所管関係部分の歳出についてご説明いたします。40ページ、41ページをお開きください。2款1項2目文書管理費は、補正額942万2,000円の減額であります。説明欄のマスコットキャラクター活用事業費につきましては、臨時職員賃金が主なものであります。

次のマスコットキャラクター応援基金積立金につきましては、応援寄附金を基金に積み立てるものであります。

次のマスコットキャラクター用自動車購入事業費につきましては、マスコットキャラクターを派遣する際に使用する自動車購入費が主なものであります。

次の例規管理費につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う社会保障税番号制度関連例規整備事業支援委託料であります。

次の文書発送費（栃木）につきましては、郵便物に郵便料金を印字する郵便料金計器に係るインク台等の消耗品費であります。

次の臨時職員共済費につきましては、臨時職員の配置変更に伴い、健康保険料、雇用保険料等の社会保険料を増額補正するものであります。なお、以降説明欄に臨時職員共済費が記載してありますが、同様の理由により、増額または減額するものですので、個別の説明は省略させていただきます。

次に、3目財産管理費は、補正額7億7,886万円の増額であります。説明欄の財政調整基金積立金につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、平成25年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額の積み立てを行うため、増額補正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額99万4,000円の増額であります。説明欄の旧栃木中央小学校施設管理費であります。自家用電気工作物点検を受けたところ、早急に改修するよう指摘があったため、改修工事費を増額補正するものであります。

次の遺贈財産管理費につきましては、東京都渋谷区にある市有地について、筆界が確定され、処分可能となりましたので、売買をするために必要な旅費及び敷地内にある樹木の伐採業務委託料を増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額480万3,000円の増額であります。説明欄のふるさと応援寄附事業費につきましては、栃木市ふるさと応援寄附において、寄附者に対するお礼の品の購入費及びクレジットカードの寄附を可能とするためのシステム等使用料が主なものであります。

次のまちなか土地利用計画推進事業費につきましては、まちなか土地利用調査の結果を受け、栃木地域中心市街地の大規模遊休地等の利活用を具体的に推進するため、国の交付金事業である地方都市リノベーション事業を導入することを予定しており、当該事業の交付申請に必要となる整備計画書の作成委託料が主なものであります。

次に、11目情報システム管理費は、補正額1,266万9,000円の増額であります。説明欄の住民情報システム管理費につきましては、国が進めております社会保障税番号制度に対応するため、今年度から3カ年をかけまして市のコンピューターシステムを改修するものであります。当初予算に計上しておりますが、今年5月国から補助金の配分予定額が示され、これを受けて、平成27年度に予定していた改修の一部を前倒して平成26年度に改修する必要が生じたことから、増額補正するものであります。

次の公共施設予約システム費につきましては、自宅のパソコンや携帯電話からインターネットを通して、市内の公共施設の空き状況の照会や予約申し込みができる公共施設予約システムを導入し運用するためのOA機器借上料であります。

次に、12目渡良瀬遊水地対策費は、補正額75万9,000円の増額であります。説明欄の渡良瀬遊水地ハートランド事業費につきましては、渡良瀬遊水地のキャラクターでありますHeart's姫とWatarase712、2体の制作におきまして商標登録が必要になりますので、その手数料が主なものであります。

続きまして、44ページ、45ページをお開きください。2款6項1目監査委員費は、補正額777万5,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、合併による組織改正及び定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数に変更が生じたことによる給料と職員手当の増額補正であります。なお、以降説明欄に職員人件費が記載してありますが、同様の理由により増額または減額するものですので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、68ページ、69ページをお開きください。68、69ページでございます。9款1項3目消防施設費は、補正額57万7,000円の増額であります。説明欄の都賀分署施設維持費につきましては、車庫の雨水漏水に係る補修工事費であります。

次に、5目災害対策費は、補正額1,090万円の増額であります。説明欄の部屋南部地区指定緊急避難場所整備事業費であります。藤岡地域部屋南部地区の巴波川左岸堤防沿いに緊急避難場所を整備し、洪水等による緊急時には地域住民の緊急避難場所及び水防団等の水防拠点として、また日常は地域住民が利用する公園として活用する計画であり、その整備に係る用地測量、地質、土質調査及び基本設計策定業務の委託料が主なものであります。

以上をもちまして、平成26年度栃木市一般会計補正予算（第4号）に係る所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） お諮りいたします。

本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。また、発言の際は手を挙げ、指名後に発言をお願いいたします。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 41ページの公共施設予約システム費というのがあります。これは、どういう施設が対象になるかというのが聞きたいのですけれども、逆に対象にならない施設を聞いたほうが早いかもしれませんが、教えてください。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 公共施設予約システムで現在想定しております施設ですけれども、大きく3つございます。まず、総合運動公園などの公園の施設、それと公民館の施設、それと文化

会館、大きくこの3つでございます。大体50施設程度を考えております。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 今後その対象の施設が増えていくということは考えているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 実は今50程度と申し上げましたけれども、来年3月にまずスタートいたします。そのときに50全部スタートできるかどうか、ちょっとこの後のスケジュールによりますけれども、最初全部は無理かなと思っております。最初にある程度着手して、徐々に増やしていくというふうを考えております。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 41ページのふるさと応援寄附事業につきましてちょっと説明をお願いいたします。これの使い道として、ふるさと納税をしていただいた方に対するお礼の品というふうなことでありますが、どのようなものを贈ろうとしているのかちょっと説明をお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） こちらのふるさと納税に対するお礼の品でございますが、今後市内の企業などに公募をかけまして、皆様方からのご提案によりまして、いろいろ品ぞろえをしていきたいと思っております。想定しているものとしたしましては、栃木市としてブランド指定などしておりますので、そういったブランドの指定をされた品々などがラインナップとしてはそろってくるのかなというふうには想定をしております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 今全国的にふるさと納税に対する意識というのが、かなり強くなってきております。一つは、やはりふるさと納税をした、そのお礼の品が、かなり納税者に対していいものがいただけるというふうなことが大きな要因かなと思っております。本当の意味からしてのふるさと納税の意味からすると、ちょっと私なんかはそれるのではないかなと考えているのですが、そうしますとやはり栃木市のほうといたしましても、やはりそういうふうな方に喜ばれて、またリピーターとしてやっていただけるというふうな品を贈ると、やはり今後市の財政面にでも少しでも協力していただくというふうなことも考えられますので、何かそういった、地場の産業にお願いするというふうなことではなくて、もっと皆さんで考えて、リピーターになっていただけるようなものがいいかなと思うのですが、そういったことも考えているのかどうか再質問したいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） ただいま議員さんからのご発言のとおり、最近ふるさと納税に関してかなり注目を浴びているという状況でございます。国などでも制度を見直しまして、よりふ

るさと納税がしやすい仕組みにしたいというふうなことで動いているというふう聞いております。栃木市といたしましても、少しでも栃木市のファンが増えるような形で、そのふるさと納税の趣旨に反しない程度の記念品を贈ることによって、謝意をあらわしながら栃木市のファンを増やしていきたいと思っておりますので、そういったお礼の品々にも気を使っていきたいと思っております。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 今回の件についての関連ですけれども、今まで余りちょっとここに力を入れてこなかったという気がしないでもないのですけれども、今回、今全国で、中島委員が言ったように、白熱しているのですよね。そういう意味では、寄附した方に栃木の品物を贈るとか、そういう方法で獲得をしていくということになったので、よかったなとは思っておりますけれども、少しでも多くの方に寄附をしてもらえるような、やはりPRといえますか、それが必要ではないかなと思いますが、今後PR活動はどのようにしていかれるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 今考えておりますのは、ふるさとチョイスという、ふるさと納税で各自治体が記念品などを用意している、そういったものが一覧で見られて、なおかつそこでふるさと納税もできるという仕組みのあるホームページが開設されております。かなりそのホームページの利用者が多いというふうな状況も確認しておりますので、そのホームページのほうに掲載できるような制度にしたいと思っております。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 素朴な質問なのですが、41ページのマスコットキャラクター用自動車購入費なのですが、あれを載せるというのはどういう車を買うのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 高崎課長。

○秘書広報課長（高崎尚之君） これまでキャラクターの派遣をする際には、キャラクターのイメージを保つために、条件として着がえる部屋等の確保、これを必須要件としておりました。そのために、テント等が確保できない屋外のイベントや、屋内でも着がえる場所から、出入り口が狭くて移動ができないというふうな理由から、これまで派遣要請を多々お断りしてきたという経緯がございます。そこで、小規模なイベント等にもできる限り応えていきたいということで、車内で着がえができる、室内の広いワゴン仕様、このような車両が必要となってまいります。さらに、マスコットキャラクターの構造上、通常ワゴン車ですと段差があるので、階段の上りおりが非常に困難になってくるものですから、リフト設備等もどうしても必要になってくると、そんなふうな仕様の広い

ワゴン車等を考えているところでございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） あの高さになるから、中は、クラスケは160以内という……

〔「クラスケ」と呼ぶ者あり〕

○委員（松本喜一君） とち介、ごめんなさい。あそこに乗るということは、相当の高さもないと、普通のワゴン車では入らないと思うのです。だから、特殊な車両ではないのですか。ワゴン車ではなくて、下が低くて屋根が高いとか。

○委員長（福富善明君） 高崎課長。

○秘書広報課長（高崎尚之君） 我々もその辺は市販の車の中で、マスコットキャラクターが入る寸法等を全て調べたところ、既存のワゴン車の中にも、その規格がぎりぎりクリアできるものが見つかったことから、通常の、特別仕様ではない車の購入ができるということが確認とれたところでございます。

○委員長（福富善明君） ほかに。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 39ページです。歳入の中で、合併特例債事業が4,150万円というふうになっておりますけれども、今、市全体で合併特例債の枠というものはどのくらいあって、それがどのように使われ、そして返還計画等、そういうものがもしわかりましたら、とりあえず合併特例債の枠と状況についてだけでも教えていただきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 杉山課長。

○財政課長（杉山知也君） まず、合併特例債の枠という話なのですけれども、合併旧法につきましては、合併特例債が発行できる限度額というのがございました。ただ、合併新法に変わりましたから、その限度額というものがなくなりましたので、今は栃木市につきましては合併新法で合併しておりますので、限度額というものはございません。

次に、2点目の合併特例債の発行残高の関係なのですけれども、平成25年度末で67億4,510万円となっております。平成26年度以降につきましても、合併特例債につきましては交付税措置率が40%あるということですので、道路整備とか、そういったものに合併特例債を活用していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） ありがとうございます。極めて有利な特例債ということで、限度もなくなったということになりますと、今度は栃木市としての財政の節度ということと投資をどの程度するかという、そのバランスが大事になってくるかと思えますので、極めて有利な制度であると思えますので、活用等を要望しておきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 41ページの住民情報システム管理費が前倒しになって、平成26年度から改修することになったということなのですけれども、3年間をかけてこのシステムづくりをしていくというような説明だったのですけれども、この社会保障とか税番号の制度が実際に稼働する、それはいつから稼働するということになるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） では、社会保障税番号制度のスケジュールについてご説明申し上げます。

このスケジュールにつきましては、国のほうで示されているところでございますけれども、まず今から1年後、来年平成27年10月に住民の方に付番、番号をつける作業をいたしまして、住民の方に通知いたします。その後、平成28年1月に個人番号カードの交付を開始いたします。これは番号をつけるという作業だけでして、その後実際に情報のやりとりをするというのが、国の機関では平成29年1月から、さらに地方自治体では平成29年7月から情報連携が始まるという予定になっております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 実際に行われるのが、地方自治体では平成29年の7月ということになるわけですけれども、個人番号のカードを配付する、通知をするということなのですが、今後はいろんな社会保障とか税に、通知とか何かには全てその番号がついてくるということによろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） これも、この番号を何に使うかということは番号法で定められておまして、例えば税の申告でありますとか、年金の申告でありますとか、そういったところで全て定められているところでございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 申告等で使うということなのですけれども、前に何か番号が配られたことありましたよね、住民……何だったでしょう。配られましたけれども、全くどこにしまったかわからないで、どこで聞いたらいいのかということになるので、本人がきちんとその番号を、やたらとその辺に置いておけないわけですから、忘れてしまうとか、そういうことは当然出てくるのだと思うのです。その辺の管理というのをどこでするのか。行政の窓口はその都度聞きに行けば教えてくれるのか、その辺の住民一人一人の管理というのが番号をつけられてもわからないのではないかな。その心配はちょっと出てくると思うのですが、その辺の対応はどのようにできるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 実際どのような形で個人の皆さんに管理していただくかということまでは、まだ想定がされていない状況でございますが、非常に大切なカードになってまいりますので、そういったカードの保管の仕方であったりとか、通常の利用の仕方であったりとかというものを広くPRできるように、国のほうでも当然考えているとは思いますが、市といたしましてもその辺の周知とか普及という部分にはよく配慮していきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 関連ということなのですけれども、この問題はもう10年も15年も前から、プライバシーの問題ということで非常に、それとこれはどういう結びつきをしているか。結局権力あるいは当局側に都合のいいように使われる可能性があるという、国民の大きな心配がこの中で出てくるのかどうか、あるいはプライバシー侵害というものがどのように保護されるのかということろだけ教えていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小保方課長。

○総合政策課長（小保方昭洋君） 今回個人番号、マイナンバー制度が導入されるに当たって、かなり情報漏えいという部分での不安が大きいというのは、新聞紙上などでも掲載されているところがあります。一応こちらの番号制度についての漏えいに対する、情報等の漏えいのリスクを減らすという意味では、1つには、規定外の情報収集は禁止ということで、明確に番号を使っていい事務というものが規定されるということが1つ。

それと、特定個人情報保護評価というふうな評価を行って、その番号制度にたえ得るような情報管理がされているのかというふうなところを事前に審査するというのが1つ。

また、万が一そういったものを使った人間が、何か悪いようなことをしでかした場合の罰則の強化といったものがされております。また、住民の皆さん、それぞれ個人で自分の個人番号がどのように使われたかというものを自分で調査ができるというような仕組みも導入をされております。

実際にその個人の情報といいますのは、国のほうで一元的にどこかに集約して管理をするというのではなくて、自治体を持っている情報というのは、あくまでもその自治体が引き続き管理をする。ただ、必要なときだけ必要な部分の情報が連携がされるというようなシステムになりますので、国が一元的に全ての情報を管理するというふうな監視社会のような、そのようなイメージにはならないのかなというふうには思っております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） よく個人情報、つい最近でもベネッセ等2,000万件というようなとんでもない数が漏えいしている。あるいはハッカーというか、情報が漏れてしまったというようなことで、非常に、マン的な、人的な要素がその中には出てくると思います。

それと、もう一点は、これは例えばその情報に入ろうとしたときに、それはよそから完全にシャ

ットアウトできるのかどうなのか、その辺はどうでしょうか。

○委員長（福富善明君） 塚田課長。

○情報推進課長（塚田 薫君） 今のご質問にお答えいたします。

まずは、確かにベネッセのような問題はございますけれども、あれはあくまでもインターネットの世界でございます。インターネットというのは、一般の人がごく普通に使える回線でございます。番号制度で利用しますのは、国と自治体しか利用できない特別の回線がございます。ですから、そういう一般の民間で行われているような危機は少ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 同じく41ページで、まちなか土地利用推進計画の委託料、これはリノベーションに関する委託料だと思うのですが、これはいつごろまでに計画が作成できる予定なのかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 國保室長。

○まちなか土地利用推進室長（國保能克君） 今回の補正でご審議、お認めいただければ、今年度中、来年の3月末までに、計画書のある程度原案を作成いたしまして、来年平成27年5月の国の概算要望にはある程度手を挙げていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 了解をいたしました。続いて、よろしいですか。

69ページをお願いします。災害対策費、部屋南部の指定緊急避難施設の整備事業ということで、設計委託が委託料1,050万円のついでございますけれども、巴波川の左岸地域ということなのですが、予定の場所をお知らせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） ご質問の場所についてでございますが、巴波橋の南側になります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 場所は大体巴波橋の南側の左岸ということでわかりましたけれども、この事業についてなのですが、面積等あるいは長さ等がわかりましたら、計画等がわかりましたらお知らせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 面積につきましては、9,000平米を予定しております。現状は水田となっております。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 面積9,000平米ということなのですが、堤防の延長、要は堤防を広くすることだと思うのですが、長さ的には何メートルぐらいか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（関口孫一郎君） だから、長さ……

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 済みません。敷地の面積が9,000平米ということで、上場がどの程度の広さになるかは、これから設計をしていくという形になります。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） これから設計をされるということなのですが、やはり巴波川の左岸地域、当然右岸もそうなのですが、非常に堤防が弱いと、脆弱であるという話も出ています。住民の避難のために、なるべく早く今度は長さ等も検討して、面積等もこれから増えるような事業計画をつくらなければありがたいかなと、そう思います。要望です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第90号の所管関係部分の採決をいたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第90号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時54分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き開会いたします。

（午前11時10分）

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第8、認定第1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

なお、各会計の決算につきましては、8月18日の議員全員協議会及び9月8日の委員会において既に説明は済んでおりますので、本日の委員会における各会計決算の説明は省略いたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。審査の順につきましては、まず歳出、各款ごとの質疑、次に歳入一括した質疑、次に実質収支に関する調書の質疑、次に財産に関する調書の質疑、最後に討論、採決の順により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、歳出、各款ごとの質疑に入ります。1款議会費の質疑であります。188ページから189ページであります。

なお、質問に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、1款の質疑を終了いたします。

2款総務費中、所管関係部分の質疑に入ります。190ページから229ページであります。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 217ページ、2款2項2目の賦課徴収費に関しまして、大変市税等の徴収率も、平成24、25を見ますと上がっているということで評価はしたいと思いますが、市税等の収納員、七、八名いらっしゃると思いますが、これの勤務体制と、実績ということでは大変おこがましい言い方で、なかなか分けることは難しいかと思いますが、その収納員等の勤務体制と、そしてどのような実績等を上げているかについてお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 早乙女課長。

○収税課長（早乙女正美君） ただいまの収納員さんにつきましては、全市で8名、岩舟も今年から入りましたけれども、8名で、勤務体制は週4日です。徴収額に対する報酬費がありますので、お答えしたいと思います。徴収金額につきましては、2億1,230万5,180円に対しまして、各収納員さんに支払っている報酬が1,575万1,184円で、7.42%でございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 大変目覚ましい成果を上げているかなというふうに思いますけれども、極めて重要な仕事で、私は税に関しては、市民の信頼度のあかしが徴収率に上がってくるというふうに思っております。今後とも、これは収納員だけではなくて、税務課、そして市役所の職員が、この徴収率を上げたり信頼を勝ち取ることをぜひ要望して終わりたいと思います。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 193ページの職員研修事業費が654万円ございまして、その中の栃木地区職員研修会協議会が420万円ということなのですけれども、これはお金を出し合って幾つかの市で行っている事業かなと思いますが、ここへの職員の参加者等、わかりましたら教えていただきたいと思っています。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 栃木地区職員研修協議会におきましては、平成25年度15種類の講座を15回実施いたしまして、栃木市の参加人数が、延べでございまして、369人となったところでございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 非常に行政のニーズ等も複雑になっている中で、まずは職員がしっかりと勉強していかなければならないということなのですけれども、これで職員の研修が十分かどうかということをお伺いしたいと思いますけれども。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） まず、昨年度の研修全ての参加状況についてご説明をさせていただきたいと思っています。

全体で91種類、105の講座に延べ1,980人の職員が参加をしたところでございます。内容的に申し上げますと、法令や問題解決、政策形成、折衝交渉、マネジメントなど各職位で必要となる研修のほか、各業務に必要となる専門的な研修、全ての職員に必要なおもてなし研修や交通安全に関する研修などを受講しております。平成25年度におきましては、十分な研修がなされたものと考えているところでございますが、社会経済環境が目まぐるしく変化していること、また昨年度人材育成基本方針を策定いたしましたので、今後研修体系の見直しにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 195、196、次のページ、ちょっと関連になってしまうのですが、この広報広聴関係の費用が各支所ごとに出ています。合併後4年を経過して、今5年目に入っております。そのような中、できればこの費用項目の統一をお願いしたいなと思っておりますが、そんな中、ほかの支所では出ているのですが、都賀分について、広報事業費が載っておりません。この事業費はお幾らなのか教えていただきたいと思っています。

197ページ。広報広聴の部分で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 委員（関口孫一郎君） 広報事業費がほかの支所は載っているのですが、都賀は載っていないわけですね。
 - 委員長（福富善明君） 関口課長。
 - 都賀総合支所地域まちづくり課長（関口孝雄君） 都賀支所におきましては、広聴事業費ということで予算計上しまして、平成25年度支出したのですが、内容的にはふれあいトークのチラシの配布あるいはまちづくり懇談会の際の飲み物代等々に支出をしております、広聴費ということで。
 - 委員長（福富善明君） 関口委員。
 - 委員（関口孫一郎君） 広聴のほうではなくて広報が載ってないのです。多分これは、広報紙を配るための委託料とか、そういった部分かなとは思いますが。
 - 委員長（福富善明君） 関口課長。
 - 都賀総合支所地域まちづくり課長（関口孝雄君） 広報紙の配布ということかと思いますが、平成25年度までは広報紙は委託ですが、費用はかかっておりませんで、市のほうの職員がやっております。それで広報費が上がっていないということかと思います。
- 以上です。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福富善明君） 中島副委員長。
 - 副委員長（中島克訓君） 201ページの庁舎管理費（藤岡）のところの空調設備リース料383万4,600円ということなのですが、これは毎年載っていると思うのですがけれども、どのような空調設備で、総額的に幾らなのかちょっとお知らせ願いたいと思います。
 - 委員長（福富善明君） 田中課長。
 - 藤岡総合支所地域まちづくり課長（田中 徹君） この空調設備リース料ですがけれども、設備につきましては藤岡総合支所の本館のエアコンということでございます。台数的には16台を導入しまして、期間的に、このリースの期間ですね、これにつきましては合併前の藤岡町時代からのものございまして、平成21年の8月1日から平成26年3月31日までということで、昨年度でリースは終了したというふうなことでございます。額の総額につきましては2,684万2,200円ということでございます。
- 以上です。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（福富善明君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 191ページ、職員人件費は、聞きたいのですがけれども、総務課だけではなくて全職員のことになってしまうのでしょうかけれども、合併して最終的には1市5町ですがけれども、

決算の中では1市4町、人件費の差があるということで、調整していくと、合併後。平成25年度のこの決算では調整して、1市4町の職員は同じ人件費になっているのかお伺いします。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 給与調整についてお答えを申し上げます。

基本的には各町の職員の給与を引き上げているというような状況でございますが、現在全体といたしますと調整の終了が全体で81.6%、4級以下の職員につきましては95.9%というような状況でございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） では、まだ全部終わっていないということですね。それと、西方の場合には3町よりおこなれているということで、その辺もどういうパーセンテージでなっているのかわかりますか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 申しわけございません。ただいまの全体が4町全ての状況でございます。各町ごとに申し上げますと、旧大平町の職員につきましては全体で85.8%、4級以下の若い職員につきましては全て終了をいたしております。次に、旧藤岡町でございますが、全体で69.5%、4級以下の職員が92.8%。旧都賀町につきましては、全体で87.5%、4級以下が94.3%。旧西方町につきましては全体で87.3%、4級以下の職員ですと94.1%というような状況でございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 旧町のパーセンテージが変わっているということは、階級があるために、大平が85.8とか藤岡69.5とか、そういう差があるのですか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 合併前におきましては、旧4町の中にも給与の金額の差がございました。調整ラインから低くなっておりましてどうしても調整に時間がかかるということで、旧町時代の給与水準に応じた形となっているというような状況です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 合併したのですから、もう5年目ですから、西方と、岩舟も今度は決算に入ってくるのでしょうか、早目に調整をして体制を整えていきたいと思うのですが、その辺はいつまでに調整がきくのでしょうか。岩舟もこれからあるのでしょうか、1市4町の場合はいつまでに終わるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 大変申しわけございません。いつまでというのがございませませんが、調整の方法につきまして簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

通常の一般職員につきましては、1月1日が昇給となっております、給料表の号給で通常は4

号給昇給する形となりますが、給与調整に当たりましては、最高で4プラス4と、8号給までの昇給を認めるということで調整をさせていただいているところでございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 結局そういう限度があるから年数がかかっているということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） どうしても給与調整を行いますと人件費の総額にも影響が出てまいりますものですから、一概にというのがなかなか難しいという中で、一定の基準を設けまして調整をさせていただいているところでございます。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） そういうことでは、まだある程度の日にかかるとのことなのでしょうけれども、ある程度早目にやって、職員を同じレベルにさせていただいて、やる気を起こさせてもらいたいと思いますので、要望いたしまして、以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 213から215なのですけれども、その中で市税過誤納金還付費ということで全地域におきまして出ているのですけれども、これはいろいろと、申告とかいろんな関係も変更とかがあってこういうふうなことになるのかなと思うのですが、このようになった理由というか、それをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 萩原課長。

○市民税課長（萩原雄一君） 還付の主な理由ということでございますが、法人市民税につきましては、法人の決算申告により、予定納税されていた額を下回ることが主な理由になっております。個人市民税につきましては、所得更正等により、納めた後に税額が変更になることが主な理由でございます。軽自動車税につきましては、二重納付が主な理由でございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 資産に対してはそういうのはないわけですか、資産税に対しては。

○委員長（福富善明君） 島田課長。

○資産税課長（島田隆夫君） 資産税についてお答えいたします。

資産税、平成25年のことと言いますと、ちょっと法人2社なのですけれども、そのところが2社だけで約1,200万円ほどの還付が生じました。これはちょっと固有名詞は出せないのですけれども、償却資産について特例措置が働く業者があったのですけれども、それが要するに減額ですね、減額する特例措置を計算上誤ってしまして、そのことがわかったことに伴って、それを適正に処理をいたしまして還付したという、それが平成25年はちょっと特異な2社として大きなものがありま

した。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 戻りまして、195ページなのですけれども、緊急地域雇用創出のための放送番組で1,100万円ということなのですけれども、たしかレディオベリーとかという番組で、ラジオでしたっけ、その効果についてお伺いをしたいと思うのですが。

○委員長（福富善明君） 高崎課長。

○秘書広報課長（高崎尚之君） この事業につきましては、皆様もご存じのとおり、平成25年度、毎週月曜日の15時から30分間、年を通して52週、52回放送をいたしたわけでございます。この効果でございますが、この番組につきましては地域の問題を取り上げ、皆様に発信していくというふうな番組だったものですから、放送後に、放送を聞いたのだけれどもというようなことで、詳細なイベント情報のお問い合わせ等々が市のほうに、数は申しわけございません、把握はできていませんが、そういうふうなお声、お電話等の問い合わせがあったということで、効果はあったものというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 少なからず効果はあるということなのですけれども、これが緊急地域雇用創出ということなので、今後の方向性ですね、続くのかどうか、また今年度予算書をちょっと確認していなかったのですけれども、今年度も同じ事業が行われているのかどうかお伺いをいたします。

○委員長（福富善明君） 高崎課長。

○秘書広報課長（高崎尚之君） この事業の名称のとおり、緊急地域雇用創出ということで、国を挙げて取り組んできた雇用創出のための事業ということで、残念ながら平成25年度をもってこの事業は終了をしてしまいました。地域によってはこの事業が継続できるところ、例えば震災に遭われたところなどは、まだその対象になっているわけですが、栃木市の場合は、その雇用の部分について、震災の影響が余りなかったというようなことで、その対象エリアから外れておりまして、今年度からこの事業は、市としては取り組めなくなったというふうな状況がございます。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 221ページからだと思うのですが、旅券の事務についてお聞きしたいと思います。

〔「所管が違う」と呼ぶ者あり〕

○委員（千葉正弘君） 失礼しました。所管外だそうです。

○委員長（福富善明君） 所管外ですので。

ほかに質疑ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 大変優秀な職員がおりますけれども、そして臨時職員がそのサポートをしているというふうな実態は、これはどの自治体でもあるかと思えます。臨時職員の人数、例えば正規職員に対して何人で何%ぐらい、非常に自治体労働者、そして自治体で貧困労働者をつくっているのではないか、こんなことが言われておまして、例えば臨時職員が月額どのくらい、平均で、大まかで結構でございまして、そういう用途等あるいは、幾つも聞いては申しわけないですけども、年齢的な……

○委員長（福富善明君） 済みません、一問一答をお願いします。

○委員（針谷育造君） はい。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） まず、職員数、臨時職員の人数についてお答えをさせていただきます。

本年5月1日の現状でございまして、臨時職員が合計で416名となっております。

次に、賃金につきましては、4段階に分かれております。代表的なものを申し上げますと、一般事務補助につきましては、月額でございまして、6,480円で、専門職につきましては月額8,000円としているところでございます。

以上でございまして。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） いろんな理由があって臨時職員を雇用しているかと思えますけれども、本来だったら正職員でそこはやらなければならない。しかし、一方では、賃金というもののいろんな影響を考えると、自治体経営ということになってくると非常に難しいという間に挟まれて、この416名というのは雇用されているかと思えますけれども、例えば平均的に200万円以下の非常に低賃金労働者というようなことがマスコミ等でも取り上げられておりますけれども、今一般的に言われている6,480円、これはどのくらいの月額賃金になるのか。それと、期末手当等というものはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） 今の月額を月額に直しますと、月に21日勤務いたしたといたしますと月額13万6,080円という形になります。

あと、手当の関係でございまして、臨時職員に支払っておりますのが賃金と時間外勤務手当、それと通勤手当ということで、期末手当等につきましては支給しておりません。

以上でございまして。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） それでは、そのように13万6,080円というのは、生活保護基準と比べてどうなるか私もよくわかりませんが、非常に低賃金労働者を自治体がつくっているのではないか、

こういう批判等もあるものですから、できるだけ優遇あるいは賃金の改善をお願いしたいなというふうに思います。

さらに、正職員となれるような、例えば年齢制限等があるかと思えますけれども、市役所で臨時をやりながら職員になりたい、こんな年齢層や、あるいはそういう希望者がいるのかどうなのか、把握していたら教えていただきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 名淵課長。

○職員課長（名淵正己君） まず、臨時職員を正職員にということですが、地方公務員法におきまして、臨時的採用が正式採用に当たりまして優先的にしてはいけないというような規定がございます。臨時職員であったことだけをもって正職員になるということは法律で難しいような状況でございますが、保育士さんの中でも正規職員の採用試験を受験いたしまして正職員になっている職員もおりますので、今後採用試験への応募につきましても積極的にしていただけるようにPRをしてまいりたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 済みません、針谷委員ちょっとあれなのですけれども、今の質疑の中で、決算に対する質問をお願いします。あと、簡潔な質疑でお願いしたいということをお願いします。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） それでは、要望ということで、できるだけそういう人たちの待遇改善をぜひお願いしたい、そのことを申し上げまして、終わりにしたいと思います。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 201ページになりますけれども、自動車管理費がございます。合併後その自動車の適正管理がなされているのかどうかちょっと心配なのですけれども、今回オークションで10台分を処分したということもありますけれども、今後の適正配置をどのようにしてこの管理費の削減を図っていくのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 公用車の管理につきましてお答えをいたします。

今現在、平成26年3月末でございますが、各地域、消防本部で保有する車両につきましては363台ございます。参考に、岩舟が41台で404台ということになっております。これは、全部所有する中で供用車ということで、専用車と供用車がありまして、担当課だけで使う車と全員が使える供用車というのがございます。供用車の台数につきましては、全部で、岩舟を入れまして104台ということで、これを皆さんで使っていただいているということでございます。

その中で、各総合支所の公用車につきましては、だんだん人数的に少なくなっておりますので、配置替えということで、平成25年度で本庁に3台、各総合支所から3台、平成26年度で8台を本庁のほうに上げていただいている状況でございます。ですから、各総合支所ごとに適正な管

理をされていると感じております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 関連になりますけれども、ガソリンが非常に高騰しているということがあって、経費に影響があると思うのです。今後エコカーというか、そういう、余り燃料代のかからない車というふうに移行すべきだというふうに思っているのですけれども、そのガソリン代が上がっている影響というのはどのように把握されていますか。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 燃料代につきましては、平成26年ということで各燃料は上がっていますが、できれば公用車につきましては、実績でございますが、平成24年度につきましては、エコカーということで、新しくエコカーを3台購入しております。できれば旧車をエコカーのほうに取りかえを今後考えていきたいと考えております。あと、軽自動車でも結構燃費のいい自動車がありますので、そちらのほうに今後購入するときには、そういうエコカーの公用車を購入したいと考えております。

以上です。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 自動車管理費の関連なのですが、現在栃木市で所有しているバスですね、大きいやつもあるでしょうし、中型もあります。何台ぐらい今現在所有しているのか。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 本庁で大型と中型2台あります。藤岡に中型が1台、都賀に大型と中型が1台ずつあります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） そうしますと、合計で今……6……

○管財課長（大塚桂三君） 失礼しました。あと、大平に中型が1台ございます。失礼しました。

○副委員長（中島克訓君） そうすると、合計で6台……大型が2台ですよね。大型2台の中型が…
…

〔「4台」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（中島克訓君） 4台か。そうすると、6台というようなことですよ。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 済みません、あと西方にマイクロバスが1台ございます。大変失礼いたしました。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） そうしますと、最終的に7台市有バスがあるというふうなことでありますが、ちょっと学校関係の事業なんかで、以前と比べてバスの使用がなかなか難しくなったというふうなことも聞いておるのですが、やはり教育関係で使うのに関して不自由をかけるのはどんなものかなと思うのですけれども、バスの適正運行というのですか、貸し出し、そういうのを何かそちらのほうでは、考えとか、こうしなくてはならないとか、そういったことは、今後の改善関係というのとは考えていらっしゃるのかどうか。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） バスにつきましては、今後は購入する予定はございません。運営上につきましては、年度当初前に各総合支所で、バスの運行の予定表というものを作成しまして、その日程表の中に予定を入れていただくということで管理をしていただいています。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） バスの新規の購入はないというふうなことです。あとは、この年間の事業というのですか、それを各学校とかで入れていって有効に利用していただくというふうなことでよろしいわけですね。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 執行部の考えはわかるところもあるのですが、これは学校側の考えなんかですと、子供たちの教育関係のというようなことを言われますと、なかなかやはりそれだけで、はい、わかりましたと言うわけにはちょっとなかなかいかないところもあるもので、できれば、これは要望ですけれども、教育関係におきましては何らかの手厚いご協力をお願いしたいというのが、要望ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 229ページの一番下の監査委員費なのですけれども、監査委員報酬の中で153万3,600円ということなのですけれども、合併後の非常に広がった中で監査をする対象も随分増えてきていると思うのです。そういうことを考えたときに、この金額が妥当なのかどうかお伺ひしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 宮脇次長。

○監査委員事務局次長（宮脇康子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

合併後、大変監査も量的にも質的にも増えておりまして、監査委員さんには大変な思いをしてい

ただいておるところでございませう。金額的なものでございませうけれども、平成23年の10月現在で人口の多い県内7市を比較したときに、5番目ということでやらせていただいておりますので、このような形で今後も引き続きやらせていただきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 知る限りでは非常に増えてきて、負担も多いということで、やはり例えば指定管理者とか何かの監査をする場合、限られたところしかやっばりできないということなのだろうと思います。きちんとした監査ができるように、その辺のところも十分に今後考慮していただきたいと思っております。要望でございませう。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、2款の質疑を終了いたします。

9款消防費の質疑に入ります。340ページから349ページであります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 340ページから349ページになります。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 343ページなのですが、消防団運営費のことでちょっと質問いたします。

消防団運営費ということで、大平、藤岡、都賀、西方とそれぞれ出ているわけですが、栃木方面隊というのが個別に出ていないのですけれども、幾らぐらいなのかご説明願いたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 今委員の質問なのですけれども、栃木方面隊の運営費でよろしいでしょうか。栃木方面隊の運営というのは、決算書のほうに1,478万……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○消防総務課長（小島 徹君） 1億4,784万2,248円ということで運営費は載せてあります。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） これは、この間の説明ですと、1,014名分というふうな説明を承ったのですが、そうしますと全部の消防隊員というようなことになるのでしょうか。栃木方面隊としますと、今現在500名ぐらいではないですか、栃木方面隊は。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 確かに四百何名だったと思っております。この間の説明の中では、栃木市消防団の運営費全体の運営費が一千……

〔「1億四千」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課長（小島 徹君） そうですね、その中で1,040……

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 委員長（福富善明君） 小島課長。
- 消防総務課長（小島 徹君） 消防団の全体、この栃木方面隊の中に全部含まれています。
- 委員長（福富善明君） 中島副委員長。
- 副委員長（中島克訓君） そうしますと、この書き方ですと、大平、藤岡、都賀、西方は個別にわかるのですが、ここに、消防団運営費の中に栃木方面隊のやつが含まれているというふうなことで理解してよろしいのですか。
- 委員長（福富善明君） 小島課長。
- 消防総務課長（小島 徹君） そのとおりです。
- 委員長（福富善明君） 中島副委員長。
- 副委員長（中島克訓君） そうすれば、やはりほかのところは個別にわかるのですが、栃木方面隊だけが含まれているということになると、やはり我々とする、ちょっと栃木方面隊はどのくらいかなとわからないものですから、今後同じく、栃木方面隊なら栃木方面隊にかかった金額ということで記載したほうがわかりやすいかなと思うので、お願いをしたいところですが、どうでしょうか。
- 委員長（福富善明君） 小島課長。
- 消防総務課長（小島 徹君） これは、平成25年度の決算なものですから、各消防団の事務が各地域まちづくり課で予算を計上していたという事実がありますので……
- 〔「26年」と呼ぶ者あり〕
- 消防総務課長（小島 徹君） 今現在予算は消防本部に移管されていますので、来年度以降からは各大平、藤岡、都賀、西方という書き方はしないで、消防団運営費というふうな書き方になります。
- 委員長（福富善明君） 中島副委員長。
- 副委員長（中島克訓君） そうすると、平成26年度からは、こういうふうに個別ではなくて、消防団は消防団で一括でぽんと出るというようなことですね。
- 委員長（福富善明君） 小島課長。
- 消防総務課長（小島 徹君） 決算のときにはそうなります。
- 委員長（福富善明君） 中島副委員長。
- 副委員長（中島克訓君） 1つの市になったわけですから、消防団も栃木市消防団というようなことになったわけですから、それは理解をしたいと思います。では、よろしくどうぞお願いします。
- 委員長（福富善明君） 松本委員。
- 委員（松本喜一君） 343ページ、消防施設維持管理費（栃木）なのですけれども、実は総務常任委員会で消防署本署にお邪魔させていただきました。大変お世話になりました。そのとき私、維持管理でちょっと質問したいなと思ったのは、緊急性を持つ消防本署の車庫から2階の緊急指令室へ入る階段の、細かい話ですけれども、階段のスリップ止めがもうがたがた。それと、元高久建材の跡地を買い取った会議室が雨漏りと。こういうのは、維持管理費の中でしっかり予算をとって、予

算がないからではなくて、早いところ、緊急性がある場所は早急に直してもらって、けがのないような状況をつくってもらいたいのですけれども、その辺はどのように考えているかお願いします。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 今ご質問にありました、消防施設維持管理費の栃木のところですが、これは団の施設ということでよろしいでしょうか。

〔「消防署」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課長（小島 徹君） 今現在本部も、元高久建材の跡ということで、本部庁舎につきましては、風向きによって雨が漏ったりするものですから、今後よく雨漏り箇所を調査しまして、修繕の方向で検討していきたいと考えております。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 最終的には維持管理課のほうに予算は回っていくのでしょうけれども、緊急性のある消防署がそういうことでは非常にまずいと、私はそう思う。特に階段は、緊急性の場合は下にも連絡が行ったり、いろいろあるので、予算がないからできないなんていう、これだけの市庁舎も改装しているのですから、あんな階段のスリップ止めぐらいはできると思うので、部長さん悪いのですけれども、維持管理課のほうに、早急に12月補正組んで、雨漏りも、風向きで雨漏りがするなんていうのは、それは問題にしないので、早急に点検してやってもらいたいのですけれども、部長さんよろしくをお願いします。

○委員長（福富善明君） 赤羽根部長。

○総合政策部長（赤羽根正夫君） 補正あるいは当初という形で予算が上がってくれば、当然我々も査定の中では十分その重要性、緊急性等は踏まえて査定を行い、予算づけという形にしていきたいと思っております。ただ、この場ですぐ、それをやるやらないは当然申し上げられませんが、そこは現場を十分把握していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） 済みませんが、階段のスリップ止めぐらいは早急にやらないと、雨漏りはいろいろ調べたり、予算化しなくてはならないでしょうけれども、階段のスリップ止めは早急に部長さんをお願いします。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 347ページなのですが、防災事業費の中で自主防災組織設立活動補助金ということで110万円なのですが、平成25年度何件の自主防災組織が設立されたのかをお願いいたします。そこはどこの自治会なのか、それもお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 平成25年度の自主防災組織の設立補助金ではありますが、5つの自治会のほうで設立されております。具体的に町名を申しますと、旭町3丁目、万町1丁目、それから水木、それから高取、それと泉町となっております。それぞれに20万円設立補助金が出ております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 5つの防災組織が設立されたというふうなことであります。これは消防団、今本当に新しい方の確保もだんだんと難しくなってきたりして、この防災組織というのが地元で、火災等いろいろなことがあったときに、本当に心強い組織ではないかと思ひまして、住民に一番身近な組織だと思うのですけれども、この設立というのが今後の栃木市の防災の一番の下支えになる、消防団と同じぐらいの役割を担うと思うのですが、今後これを増やしていくのにどのような手だてを講じていくのか、お考えがあったらばお願いいたしたいと思ひます。

○委員長（福富善明君） 大橋課長。

○危機管理課長（大橋嘉孝君） 補助金の継続がまず1つ挙げられます。それから、各町内会長さん、それから自治会長さんへの周知。それから、地域防災活動推進委員というのがおりますので、こういった方々のご助言をいただきながら増やしていきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） この間も都賀地域では竜巻の被害がありまして、私の地元は防災組織はあったのですが、自主防災組織はちょっと機能が薄かったかなんてちょっと見ているのですけれども、今後やはりこの地域も、栃木市も、いつそのような災害なんかに遭うともこのごろはわかりませんので、できるだけ多くの設立ができるようによろしくお願ひをしたいと思います。また、それが消防団とのやっぱり連携というのも必要ではないかなと。消防団を退団した人は本当に技術が、消火技術にしても救助技術にしても、それなりの経験を踏んでいますので、そういった人をできるだけ地域の防災組織なんかに入ってもらいたくとか、そういったことも考えながら、地域防災組織の設立を高めていくように努力して行っていただきたいと思います。これは要望です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、9款の質疑を終了いたします。

12款公債費及び13款予備費の質疑に入ります。396ページから399ページであります。

〔「なし」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、以上で歳出各款ごとの質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時01分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎発言の訂正

○委員長（福富善明君） ここで小島消防総務課長から発言訂正の申し出がありましたので、これを許します。

小島消防総務課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 先ほど消防団運営費の件であります。平成26年度当初予算書においても平成25年度と同様に、各地区ごとに計上されておりました予算については既に議決いただいたものであり、また決算時には予算との比較のため対応する必要がありますので、先ほど平成26年度の決算から修正するとお答えしましたが、平成26年度の予算から対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔「27年」と呼ぶ者あり〕

○消防総務課長（小島 徹君） 平成27年度の予算から対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。失礼しました。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

お聞き取りのとおりでありますので、よろしくお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 引き続き、歳入所管関係部分を一括した質疑に入ります。

62ページから187ページであります。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 先ほども徴収率につきましては、大変努力の結果があらわれているということでございますので、その徴収率を上げている要因というものが、先ほど収納員ということも一部にはあるかと思っておりますけれども、そのほかに収納率を上げている状況がどのようなものがあるのか、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 今の針谷委員の質疑に対しまして、ページ数が63ページでよろしいでしょうか。

○委員（針谷育造君） はい。

○委員長（福富善明君） 早乙女課長。

○収税課長（早乙女正美君） ただいまの質問に対しまして、確かに収納員あるいはコールセンターも設置しまして、現年分の滞納をなくすということで、コールセンター2名を採用いたしましてやっているところです。また、差し押さえ等も強化しているところであります。そういったことで、

大分滞納繰り越し分については徴収率がこのところよくなっているのかと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） それでは、先ほども今ありましたように、結局現年度をいかに上げるかということになるかと思うのですけれども、平成25年度について、現年度分がどのくらいの徴収率で、滞納は十七、八%かなという感じはしますけれども、現年分の徴収率がどのくらいになっているか教えていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 早乙女課長。

○収税課長（早乙女正美君） 項目別でよろしいですか。

○委員（針谷育造君） はい。了解。

○収税課長（早乙女正美君） まず、市民税でございますが、現年分につきましては、徴収率でございますが、収納率97.3%です。滞繰分につきましては17.1%。法人市民税につきましては99.7%、滞繰分につきましては11.7%。固定資産税につきましては97.9%、滞納繰り越し分につきましては14.6%。軽自動車税につきましては97.1%、滞納繰り越し分が18.8%。それと、都市計画税ですが、97.4%、滞納繰り越し分で18.4%。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 現年課税、大変努力をしている成果が顕著にあらわれていると思います。ぜひこのスタイルを進めていってもらいたいというふうに思います。

それと、不納欠損でありますけれども、これもいろんな理由があって不納欠損をせざるを得ない、その主な内容というものをつかんでおりましたら教えていただきたい。

○委員長（福富善明君） 早乙女課長。

○収税課長（早乙女正美君） 平成25年度の不納欠損の種類でございますが、時効による5年の欠損と執行停止3年と、即時欠損というようなことでやっております。時効の件数ですが、件数で6,617件、金額にいたしまして1億3,103万9,870円。執行停止3年のものにつきましては1,935件、金額にいたしまして3,693万9,357円。即時欠損につきましては、119件で金額にいたしまして173万5,923円でございます。特に即時の場合には、死亡とかそういったことが原因かと思いますが、以上のように3つに分けて欠損しております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 不納欠損はできるだけ少ないほうがいいに決まっておりますけれども、やむを得ないものということの理解をして質問を終わりたいと思います。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 159ページの庁舎建設基金の繰入金の件に関して、その基金の今後の使い方とございますか、それを伺いたいと思うのですが、これを繰り入れた残が8億2,000万円、基金残高があるということですのでけれども、これで庁舎のほうは完了したわけですのでけれども、今後の基金の使い方についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 基金につきましては、先ほど大川委員がおっしゃられたとおり8億2,000万円ということで、今後の基金の使い方については、一般質問等でご質問が出ていると思うのですが、とりあえず考えられることは、各総合支所の改修工事等がまだあると思いますので、その分として、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 当然そうですね、総合支所の改修等も今後あると思います。あと、旧の庁舎をあのままでいいのかということになると、やはり管理費等もかかりますので、まちなかの土地の利用のほうであればどうするかという検討だろうと思いますけれども、その解体費用とか何かというのもここで使えるものなのかどうかお伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚課長。

○管財課長（大塚桂三君） 今回まちなかのほうで、今後旧庁舎の関係を検討していくと思いますので、その中で解体費用について、基金を使うかどうかについてはその時点で判断していきたいと考えております。

以上です。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、歳入所管関係部分を一括した質疑を終了します。

次に、実質収支に関する調書の質疑に入ります。400ページであります。

〔「議事進行」「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、実質収支に関する調書の質疑を終了します。

次に、財産に関する調書の質疑に入ります。695ページから713ページであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、以上で本案に関する質疑を終了します。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから認定第1号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、認定第1号の所管関係部分を認定すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々はご退席ください。長時間にわたり大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

◎認定第18号の質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第9、認定第18号 平成25年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

〔「なし」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、以上で本案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第18号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、認定第18号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第26号の質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第10、認定第26号 平成26年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

〔「質疑、討論省略」「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、以上で本案に関する質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから認定第26号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第26号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々はご退席ください。

〔執行部退席〕

◎認定第19号の質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第11、認定第19号 平成25年度佐野地区広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） それでは、私のほうから幾つか質問があるのですが、12、13ページのほうですね。土地借上料37万円とあります。その後のことにも影響してくるのですが、この土地借上料に関しては、多分佐野広域の消防本部の借上料かなと思うのですが、これはずっと今までこういった借り上げという形で来たのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 佐野消防の土地の借上料ですけれども、ずっと土地の借り上げをしてきたということであります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 本部敷地の借上料ということでお聞きしたのですが、そうするとその下に今度は新たに土地購入費が2億円ほどあります。また、多分購入に当たっての補償金ということで次ページに1億2,000万円計上されておりますけれども、財産に関する調書の中でこれは出てくる話ですけれども、土地4,691平米を新たに購入したということによろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） そのとおりです。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） これは今までの消防本部、佐野の消防本部を建て替えるに当たって、この土地を購入したということに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） そのとおりです。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そうすると、今までは借地であって、今度は新たに市有地を求める、消防本部を建て替えるために土地を購入したという判断ですよね。その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） 今現在建っている消防本部と、あわせてその隣ですか、そこに消防本部を建てるということです。

○委員長（福富善明君） 関口委員。

○委員（関口孫一郎君） そういうことになりますと、借地はそのままで、それに新たな購入した部分、合わせたところへ今までの佐野広域の話し合いの中で進められてきたということですか。

○委員長（福富善明君） 済みません、手を挙げてから。

小島課長。

○消防総務課長（小島 徹君） そのとおりです。

○委員（関口孫一郎君） 了解しました。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

○委員（関口孫一郎君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、以上で本案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありましたが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから認定第19号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は認定すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々はご退席ください。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎認定第12号の質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第12、認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出とを一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出とを一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、以上で本案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから認定第12号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第12号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第20号の質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第13、認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分を議題といたします。

これより審査に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

〔「質疑、討論省略」「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですから、以上で本案に対する質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから認定第20号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、したがって、認定第20号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第7号、陳情第9号の上程、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第14、陳情第7号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定の廃止を求める陳情書及び日程第15、陳情第9号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回」を求める陳情書につきましては、陳情書の趣旨が同一でありますので、一括して議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、一括して議題とすることに決定いたしました。

初めに、請願・陳情の文書表を書記に朗読させます。

金井書記。

〔書記朗読〕

○委員長（福富善明君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点につきまして、さらには陳情に対する各委員の賛否などを自由に討議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 国は国の責務において、国民の生命、それから自由と幸福の追求権を守るといふ責務があるわけでありまして、今回の内閣の決議というものは、それなりに考慮した決議ではあると思っております。しかしながら、この進め方については、閣議だけの中で決議をしたということでもありますので、国会の中できちんと議論をしたわけではない。そういう意味で、国民には理解されない部分、不安が残るといふふうに思っております。この手続については、私は反対でありますので、この陳情については賛成という立場でございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 今大川委員が申されました政府といたしましては、国家、国民の安全、安心ということに重大な責務を担っているわけでありまして、でありますから、国防というものは本当に国の大きな仕事であります。

しかし、日本国は憲法を、戦後平和憲法を制定いたしまして、特に9条におきましては、陸海空軍、その他の戦力、これを保持しないといふふうなこともやっております。また、国の交戦権は、これを認めないといふふうなことでありますが、これからいきますと自衛隊も違憲になるのではないかと思います。しかし、国際関係とかいろいろなものを考えてみますと、全くの国防力がなくては国は守ることはできない、これも要するに憲法解釈を変えまして、自衛隊といふふうな形で戦力を保持しているわけでありまして。

今の日本を取り巻く諸外国の形勢を見ますと、中国の日本への尖閣諸島へのあのような行為、またフィリピンの南沙諸島におきましても中国の脅威が肅々と迫っております。また、韓国にいたしましても、国論がなかなか、日本に対して敵対するようなこともっております。また、北朝鮮におきましては、ミサイル、弾道ミサイルを、日本の上空を飛来しまして、太平洋上にテポドンというやつですか、それも打ち込んだと。また、短距離ではありますけれども、ミサイルも打ち込んであるというふうなことを繰り返しております。この日本の周りを見ます限り、なかなか平和というのを手放して求めるというふうなことはできないと思います。

であれば、今のこの9条というすばらしい憲法であります、時代とともにやはり変えていくことも必要ではないかと思えます。しかし、この憲法を変えるというふうなことになりますと、いろいろな手続やらありますので、時間がかかってしまう、そういうふうなことであれば、この閣議決定のとおり、憲法の解釈を変えて、とりあえずは集団的自衛権というふうなことで、日本一国では守れないということですから、友好国との信頼関係を築こうというふうなことで、この閣議決定をなされたのではないかと私は思っております。

これを閣議決定がなされて集団的自衛権を行使すると言ったといたしましても、日本がすぐ戦争に巻き込まれるというふうなことは私はないと思えますし、安倍政権もこれに関してはいろいろと、そのようなことがないように決め事をするというふうなことでありますので、これは集団的自衛権を締結する、イコール戦争というふうなことはないと思えますので、私はこの請願には反対というふうな立場でいたいと思えますので、これには反対でございます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 解釈で集団的自衛権の行使をするということになると、時の政権なりが、その都度、その都度解釈をするということになってきます。そうなった時には、解釈次第で範囲が拡大するという危険性が出てくるのではないかと、そんな気がしております。やはり日本の平和と安全を守る方法として集団的自衛権の行使が最善の方法なのかといたら、それにはやはり疑問が残るわけでありまして、日本は憲法9条という平和憲法を持っているわけでありまして、それをもってやはり平和的な解決をする、それを率先してリードしていくのが日本の立場ではないか、そのように思います。

○委員長（福富善明君） ほかにご発言はありますか。

渡辺委員。

○委員（渡辺照明君） 私は、この陳情書には反対であります。なぜかと申しますと、もう戦後約70年近くたって、周りを見渡すと全部、日本以外は軍隊を持っているのです。そういう意味で、もういつ敵のふいの攻撃を受けるかもしらぬ。我々地方議会に携わって長年務めていますけれども、国の本当の安全、安心というものは、国際情勢はわかりません。恐らくそういうものを踏まえて、この集団的自衛権というものを、公明党さんと自民党政府である安倍内閣のほうで決めたのだと私は思

います。

そういう面では、我々が長年、約70年平和に暮らしたのは、みんな大先輩のおかげで、本当に何事もなく済んでおりますけれども、中島委員が言ったように、北朝鮮もミサイル持っています。中国でも今、尖閣諸島の領海侵犯なんかも日々繰り返しているような状態であります。いつ何時何が起きてもおかしくない。攻撃を受けてから、改めてそのものに対応するのでは、これは手おくれた。

ですから、安倍政権が言っているのは、同盟国とともに歩む抑止力だということです。即戦争、即徴兵、こんなものはもう、第2次世界大戦で一番世界で悲惨な思いをしたのは日本なのです。ですから、決して私の見る目では戦争はしないと、こう読んでいますので、抑止力の一環としてこの集団的自衛権というものがきちんと確立されれば、私は今後の地球上の各国に対しての抑止力になると。そういう面でこの陳情は反対するものでありますので、同志のご賛同をお願いしたいと思います。

以上であります。

○委員長（福富善明君） ほかに発言はありますか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 私は一般質問でも申し上げましたように、私たち大人が今本当に、いろんな今意見が出されましたけれども、今まで戦争をやってきた歴史を振り返れば、軍隊が国民を守るということは全くありませんでした。沖縄でもしかりです。中国等へ行っても、残念ながら満州で逃げたのは軍隊が先に逃げた。国民はその後から逃げて、那須の開拓地に入ったとか、そういう歴史を見れば、軍隊が国民を守るということは極めて疑問があると思います。

もう一点は、私は、この栃木市において非核平和都市宣言、これを平成24年につくっておりました、この平和都市宣言の中でも、恒久平和、そして自らが行動をしよう、こういうことは恐らく全会一致で決められたものだと思っております。だとすれば、そのことを、みずから行動することにもいろいろ意見はあるかもしれませんが、そういう意味では今こそ私たち大人が子や孫たちのために、今意見ありましたが、戦争をするために集団的自衛権を閣議決定したのではないとすれば、なおさらそのことをきちんとチェックをしていって、栃木市議会としてこの平和都市宣言の基本を内外に明らかにする絶好のチャンスだ。私は、大人としての良心や次の世代に責任を持つ大人の責務である、そんなことを思いますので、この陳情書には賛成をしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 私も今回のこの陳情のことについては、採択の方向でというふうに考えております。周辺の国でいろいろなことがあって、脅威がいろいろあるということは確かに感じておりますし、いろいろな心配事も確かにあります。しかし、今回の政府与党が憲法解釈を変更したという、この判断は、私はなかなか理解できないというふうに思っております。このことによって、すぐ戦争になるという心配があるというふうには確かに考えにくいと思います。しかし、今回のこの

解釈の変更という判断は、日本の進む方向を大きく変えてしまう可能性が出てしまったのではないかという、そういう心配を持ってしまうわけです。なぜ今その解釈を変更しなければならなかったのかというとは、私自身は理解ができないというふうに思っております。

したがって、冒頭述べましたように、この陳情については採択したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに発言ありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 今多くの意見を伺いました。私も平和を訴える一人でありますし、恒久平和は私たちの望むところであります。しかし、先ほど来、こちらの渡辺委員からのお話もありましたとおりに、本当に世界が変わっているというのは実感があると思っておりますし、アジアにおいては特に、この日本の立場がいかに危機にさらされているかという実感は全国民が持っているところかと思えます。

だからといって、そのために何をやるかということだと思えますし、また文章を読ませていただいたときに、集団的自衛権という言葉は1つしか出ていないぐらいに、非常に文章をよく、解釈の仕方というのが先ほどございましたとおりに、厳格に決められて、いよいよ自分の自国防衛のためにこの武力の行使は限界があるのだという、明らかにしたということも見られることもありますので、今後私は、閣議決定後の10か16ぐらいあるその法律を一つずつ詰めていくのだと思うのです。そのときにしっかりと見きわめて、それでまたその後の結論というのがあるかと思えますが、この時点では大いに方向を決めて、それから積み上げるという方式、私は理解できますので、この陳情に対しては反対をさせていただきます。

○委員長（福富善明君） ほかに発言ありますか。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は、この陳情には反対という立場の中で意見を述べさせていただきます。

日本は第2次世界大戦で負けました。そういう苦い経験をしたこの国が、だんだん、だんだん若い時代になったからといって、がらっと変わって戦争するなんていうのは絶対あり得ないと思います。私の父もそういう経験をした父です。そういう父にいろんなことを教わって今まで育ってまいりました。その中で、国としては、こういう集団的自衛権行使の容認をするということは、周りの他国の国がそれだけの危機感があるということが非常に見えているのではないかなと。

北朝鮮も日本海にミサイルを何回も実験的に発射しています。韓国も中国も非常に、日本の今までのおつき合いの中で、日本がこれまで努力して経済を伸ばした中でも、そういう今の状況が続いていると。

例えばこのまま何もしないでやっていったときに、日本はどこまで守れるのか。例えば日本人が

外国の船に乗って武力行使がやられたときに、自衛隊は目の前でやられていても、何も守れない、何もできない状況下だと。守れるためには、やっぱりある程度やっていかないと守れないのかなと。見たままで攻撃を受けているのを見るしかない。自衛隊というのは守るのですから、そういう攻撃を守ってやるのも自衛隊の役目かなと思っています。それは、皆さんの解釈はいろいろあるでしょう、それは。私の解釈はそういうことで、人間を、日本人を守るには、今はこういう状況にしていかななくてはならない。

ただ、内容的にはいろいろ議論することはたくさんあると思います。しかし、やめるわけにはいかないと私は思います。内容、時の解釈の判断が違えば、それをちゃんと説明する責任もあるし、ただもう少しこのことを国のほうに進めてもらいながら、日本人の命を守ってもらうのが役目だと思っていますので、そういうことで私はこの陳情には反対させていただきます。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 日本を守るといふことなのですからけれども、私は日本を守るといふのは、国民の生活をまず守る。軍隊やそういうものでなくて、例えば貧困家庭がうなぎ登りに増えている状況、そして労働者はまさに低賃金でつらい思いをしている。本当に健康で文化的な国民の生活をそういうところから、軍隊は私は日本を守るといふことにはならないような気がいたしまして、そのことを言うなら、やはり一人一人の国民の生活をぜひ守るためにこのお金を使っていたきたい。そのことを申し上げたいと思います。

もう一点は、集団的自衛権で卑近な例で申し上げたいと思います。ベトナム戦線も25年、30年たちますか。そのときに韓国は、アメリカと集団的自衛権を結んでいたのです。アメリカは、まさにアメリカが攻撃されたわけではないにもかかわらず、韓国政府は軍隊を出しました。5,000人以上死んでいると思います。こういう卑近な例が隣の国で起きているわけですから、安倍さんが戦争はしないと、海外へ武力を持って自衛隊を連れて行かないとか。しかし、そういうものは、感情的なあるいはまさにごまかしの様な気もいたします。

集団的自衛権というものは、まさに戦争を卑近な例として知っているわけでありますから、この集団的自衛権の問題については、私たちはきちんとそのことも見なければいけないなと思ひまして、改めてこの陳情についての賛成を表明したいと思ひます。

○委員長（福富善明君） ほかにご発言はありますか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 今皆さん方からいろんなご意見が出ております。賛否両論といったところかなと私は解釈しております。ただ、私の判断とすれば、集団的自衛権で即皆さんすぐ戦争になるのだとか、そういう判断されているようですが、そこまでのことはないのかなという、私は思っております。そんな中、ただこれはあくまでも閣議決定をされただけであって、これから関連法案が

この後の国会で審議をされると思います。ですから、私はその審議結果を待ってもいいのではないかなと、そういう意味合いで思っております。ですから、今回は継続審査ということでお願いをしたいと思っております。

○委員長（福富善明君） ほかに。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 今針谷委員のほうから、国防よりもまずは生活のほうが大切だというふうなご発言がありましたが、国が安定していなければ、生活の安定もなければ教育も全てできないわけです。国が平和でなければならぬわけです。ですから、そういった意味でも私は、防衛力というのは目に見えないけれども、諸外国からの侵略とか、そういうのを防ぐものだと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○副委員長（中島克訓君） ちょっと黙っててください。私が発言しているのですから。

○委員長（福富善明君） 済みません、傍聴される方に申し上げます。

静粛に傍聴されるよう、よろしく申し上げます。

○副委員長（中島克訓君） どの国でも自国を守るために防衛力というのは整備をされております。ただ、これを行使するかどうかというのはその国のことだと思いますので、私どもの国は9条を持っておりまして、平和を追求するというふうなことでありますので、戦争になるということは私は考えられないと思いますけれども、防衛力というのは、どの国でもやっぱり自国を守るということで整えていると思います。その点から、やはりこの防衛力というのは整備をしていかななくてはならないと思います。その一つの手だてとして集団的自衛権というふうなのが出てきたのではないかなと思います。

それと、これは国内だけではなくて、やはりこの日本という国は、もう海外とのおつき合いというのをしなくては成り立たない国であります。ですから、イラクへの派遣なんかもやはりその一環でやったのではないかなと思いますが、そのときにいろいろとお話に出るのが、例えば自衛隊が向こうの武装組織から攻撃を受けた場合は、友好国である国は、自衛隊のことを助けるために反撃をしてくれるだろう。万が一お隣の友好国が過激派から攻撃をされていた場合、自衛隊は何ができるのかなといった場合は、反撃も何もできない。ただ、ただ自分の基地にとどまっているだけで何もできないというふうなことが現在の日本の防衛の姿です。

そういうふうなことでと、やはり諸外国から日本というふうな国が認知がされるのでしょうか、やはり。守っていただければ、やはり今度は守ってあげるといのがやはり、そういうふうなあれではないですか、国際ルールからも。そういうふうなことからも、やはり今回の集団的自衛権というのは、賛否はあるでしょうけれども、一歩踏み込んだ、やっぱり日本が国際的に一つ脱皮するというふうな、私はステップではないかなと思います。

何回も言うようですけれども、これを結んだからといって、即戦争に巻き込まれるというふうな

ことはございませんし、またそれにはいろいろと法的整備も行っていくと言っておりますから、それはもう十分大丈夫ではないかと思えます。そして、何よりも渡辺議員が最初に、冒頭にも言いましたけれども、太平洋戦争で我が国はあのような悲惨な戦争を経験しておりますので、誰一人として戦争を好む人間はいないわけです。ですから、戦争に巻き込まれるというふうなことは絶対あり得ないと思えますので、私はこの陳情に対しましては改めて反対というふうなことを表明させていただきます。

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） 日本の国の国民を守るというのは当然のこととして、集団的自衛権と個別的自衛権というのは、やっぱりきちんと分けていかなければならないのではないかなと思えます。日本国民がほかから攻撃を受けたという場合には、きちんと個別的自衛権で国が守るというのが当然できるということで、集団的自衛権は、密接な関係があるところが戦争に行ったときに、そこに参戦をするということになるわけなので、今そうではないと言うけれども、それが将来的にわたったときにはその危険性があるから、これは難しいのだよということで、私はこれには賛成するという立場で述べております。

○委員長（福富善明君） ほかに。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） このさきの法案の行方を見るという意見を述べられた方もいらっしゃるのですが、想像するのは、やはり余り議論がされずに、数の中でいろんな法案が進んでいってしまうのではないかということも私は非常に心配をしております、本当に国民を、みんなで考えていくような、そういう雰囲気になるのであればいいのですけれども、どうもそういうふうには私は思えないということもありまして、今回の陳情については、私は採択をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにご発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかにご意見等がないようでありますので、これより順次採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきとすることに……

〔「今継続審査ができましたので、こちらから」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） もとに戻ります。

先ほど継続審査を求める意見が出ましたので、初めに継続審査をすることについて採決いたします。それでは、お諮りいたします。これまでの各委員の意見を勘案しまして、本陳情を継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

賛成 関口孫一郎
反対 中島克訓 針谷育造 広瀬昌子 松本喜一
渡辺照明 大川秀子 千葉正弘

○委員長（福富善明君） 起立少数であります。

したがいまして、陳情第7号は継続審査としないものと決定いたしました。

次にお諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

賛成 針谷育造 大川秀子 千葉正弘
反対 中島克訓 広瀬昌子 松本喜一 渡辺照明
関口孫一郎

○委員長（福富善明君） 起立少数であります。したがいまして、陳情第7号は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第9号を採決いたします。

本件につきましては、先ほど陳情第7号が不採択とすべきものと決定しましたので、本件の趣旨が陳情第7号と同一のものでありますので、陳情第9号は不採択すべきものとみなすことといたします。

◎陳情第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第16、陳情第8号 原子力発電所および核施設の廃止と海外諸国への輸出廃止を求める陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

金井書記。

〔書記朗読〕

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

これより審査に入ります。

なお、本件につきましても、陳情の趣旨やその論点について、さらに陳情に対する各委員の賛否などを自由に議論していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言等お願いします。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） この陳情について賛成の立場で意見を述べたいと思っております。

日本全国に原発が54基ありまして、今一基も動いておりません。しかし、このように電気はこうこうと照りながら、節電もしておりますけれども、全く十分な量を供給しております。そういう意

味からも、原子力のあの福島の悲惨な状況、私は一般質問で15万と言いましたけれども、最近の新聞ですと二十数万というふうに、避難している人たちを総称して避難していると言っているのかなと思いましたが、まだ25万の人たちがふるさとを追われて、そして30年も40年も帰れない。まさにそのような悲劇をこれ以上増やしてはいけないというふうに私は思っております。

例えば話題になっております鹿児島県の川内原発、これも再稼働で、委員長なんかはまだ十分ではないみたいなことは言いながらも再稼働の認可をおろそうというふうにしております。あの川内原発、ご承知のように、火山に大変囲まれているところでありまして、その火山が一たび噴火すれば、あの原子力発電所は重大な事故を起こす可能性があります。さらに、台風という意味におきましても、沖縄から九州を通して日本を縦断していくというのが台風の一般的な通路であります。あそこで事故があれば、幸い福島は浜通りにありましたから、太平洋に放射能の大部分は落ちたと言われておりますけれども、そこが事故があれば、日本全土に、まさに偏西風に乗りながら日本全土を覆っていく、まさに住める場所ではなくなる可能性はある。さらに、海では黒潮と親潮があつて近くで日本海と太平洋に分かれております。その海を今度は入り口で壊す。入り口で汚染する。こうなったら、陸も海も私たちが生存できる可能性というのは非常に危機に瀕するのではないかな。ましてそのような危険なものを海外に輸出する。まさに無責任だと私は思っております。

しかし、相手国の条件は、核のごみで出たものは日本で引き取れというようなものがうわさをされているのであります。そういうものも条件になって、ベトナムはそのような条件を突きつけているようでありまして、インドであれ、外国に輸出をするなどというのは、まさに日本人の恥の上塗りをするようなことでありまして、ましてこれからそういうものが核兵器と一緒に議論されていることも公然の事実であるとすれば、この陳情第8号にあるように、輸出禁止、そして核施設の廃止というのは当然のことである、このように私は思いますので、賛成という立場で発言をいたしました。

○委員長（福富善明君） ほかにございませんか。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 地震国である日本が、これまで同様に原子力にエネルギーを頼るということは、いつまでも頼っているということは、今回の福島の原発を見るとおり、大変な危険を伴うという覚悟が要るのではないかなというふうに思っております。

平成24年に議会のほうで国のほうに意見書を出しているのですけれども、そのときの内容ということでありますと、違ったエネルギーを確保していくということを要望したり、それから原子力の比率を段階的に縮小して、将来は完全に廃止をしていくということを要望していたり、あと国民が積極的に省エネに協力をする、努力をするということを書いて意見書を出しているのです。当然将来的には誰も原子力発電がいいというふうには思わないわけで、きちんとしたエネルギーを確保しながら、将来的には違うエネルギーをきちんと確保して、安全なエネルギーをやっぱり保つとい

うことが日本国民のやっぱり生活ということも考えると、当然なことでもありますので、この趣旨については全くそのとおりだと思います。これを頼るということは危険性があるので、いつまでも原子力発電を持っていてはいけないということで、趣旨には賛同をしたいと思います。

しかしながら、すぐに実現性があるかどうかということになりますと、ちょっと難しいところがあるということで、この採択の仕方については、いろんな方法をちょっと考えてみたいなというふうには思いますけれども。

○委員長（福富善明君） ほかに発言ございますか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 今大川委員さんの他にエネルギー源を確保しろ、こういう意見があります。確かにそのことで既に各電力会社は、天然ガスを使ったガスタービンを使いまして、4次ぐらいまで利用できる非常に優秀なものを取り入れる計画もしております。石炭も今まさに無煙化の火力発電を確立をしておりますし、そしてそのエネルギーは、例えば大会社であれば、買わずに自分のところで自前でやるよ、そのかわり無公害のものを出している。飛躍する話になりますけれども、日本近海にはメタンハイドレートという、まさに資源大国として眠っている地下資源、これはガスの一種でございますから、そういうものを本気になって利用するとすれば、国力を、国の力をそこに結集することも、やる気になればできることだと私は思っておりますので、既に7年3カ月で日本の原発は核廃棄物で埋まってしまう。それ以上それをどこへ持っていくという当てもないまま、先の見えない列車に私たちを乗せて走っているようなものでございますので、本当に私たちが、先ほども言いましたように、子供や孫たちにこの社会を残すのだったら、きちんと大人はぜひ考えて。

特に今大川委員も言いましたけれども、非核平和都市宣言、こういうものも全会一致で決めたとすれば、ぜひこのことについての賛同をいただきたいなというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） ほかにご発言はありませんか。

中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） 私は非核平和都市宣言、そして中学生の広島への派遣、それも一般質問で出しました。そのほかに福島原発の事故の後にも、一般質問等で放射線の危険性なども申した議員の一人であります。本当に今回の福島第一の原発の事故によりまして、多くの福島県民の方は住みなれた故郷にいられなくて、故郷を捨ててこちらに出てきている方もおります。そのような方のことを思うと、本当に胸が今でも張り裂けるような気持ちであります。本当にこれは大変な事故だったと思います。

しかし、この原発事故が起きる前、日本はもちろん世界各国は、CO₂の排出問題でかなり論議をしておりました。要するに地球温暖化ガスがこの地球上に充満しますと、現在よりも地球の温度が2度、3度と上がってしまう。そうなると、天候異変やいろんなことが起きてしまうから、今のうちに何とかしなくてはならないということで、京都議定書というようなを出しましてCO₂の

削減ということを世界的に訴えてきたわけであります。

そのCO₂削減の一翼になるのが原子力発電所というふうなことで、要するに発電をしてもCO₂、二酸化炭素を放出しない発電方式というふうなことで、日本も国策の一つとしてやってきたわけであります。しかし、あの地震、そして津波というふうなことで、あのような大事故が起こってしまったものですから、今原発が全て54基の原発がとまっているわけです。

今針谷委員からも述べられましたけれども、そのかわりに天然ガスや石炭火力とかというふうなことで、今火力発電が主力になって、今日本国内の電力の供給ということでやっているわけですが、火力発電ですから、幾ら天然ガス、メタンハイドレート、万が一燃料にして燃したとしましても、CO₂は必ず出るものであります。東京電力のほうにちょっと確認したのですけれども、原発が稼働していたときと今全てとまっていたとき、CO₂の増加量というのはどのくらいですかというふうなことで聞いたことがあります。約2,000万トンとか4,000万トンぐらいのCO₂が、原発が稼働していたときよりも多く排出しているというふうなデータもあります。ということは、この地球温暖化ということが着実に進むというふうなことではないかなと思います。ですから、原発は即時なくすというふうなことではなくて、やはりこれは再稼働させて、このCO₂の問題等もありますから、原発を廃止というのはいかがなものかなと私は思っております。

そして、核施設や輸出を廃止しろというふうなことでありますけれども、これから日本は福島第一原発の廃炉というふうなこともやっていかななくてはならないわけですから、ここで核施設や輸出を禁止しろというふうなことになりますと、日本の原子力の技術というのを一旦断ち切ってしまうというふうなことになりかねないわけです。そうすると、諸外国から日本の技術はおくれてしまうし、日本の技術をこれから磨きをかけなくてはならないというふうなことも、今後の廃炉とか海外に輸出した原発の安全運転とか、いろんな部品の供給におきましても支障が出てしまうのではないかなと私は思います。

ですから、原発が主力の発電方式でというのではないけれども、やはりベストミックスでこれからも原発は幾つかは動かしていかなくてはならない。そして、核施設や輸出を廃止しろというふうなことは、やはり今後の原子力の技術の向上というふうなことを考えるとなかなか難しいというふうなことを私は考えますので、この陳情に関しては私は反対というふうな立場から意見を述べさせていただきます。

○委員長（福富善明君） ほかに。

松本委員。

○委員（松本喜一君） 私は済みませんけれども、原子力発電所は最終的には、長期にわたっては廃止したいと。ただ、今の状況であれば、全部廃止して廃炉にするとなると、物すごい莫大な予算がかかると。それと、今現在古い火力発電所を稼働しています。そういう古いのは、せっかく温暖化をとめた状況が、またもとに戻っていると。そういう状況があるからこそ、広島、北海道のあんな

豪雨があるのかなと。気象条件ではなくて、これは人間がつくったものかなと。特に日本は原子力が全部とまった後に非常に豪雨が多いということは、笑っている場合ではないです。これ、日本人がやっているのです。もとに戻すから、温暖化になるからどんどん、どんどん気流も変わる。これは真剣なことで、傍聴の方、笑っている場合ではないのです。意見がいろいろあるのは確かです、済みませんけれども。

○委員長（福富善明君） 松本委員、傍聴の方と会話しないでください。

○委員（松本喜一君） では、委員長とめて。委員長がとめて。

○委員長（福富善明君） 済みません、傍聴される方に意見申し上げます。静粛をお願いします。

○委員（松本喜一君） 笑っている場合ではない。真剣にやっているのです、こっちは。

○委員長（福富善明君） 松本委員、傍聴の方と論議はやめてください。

○委員（松本喜一君） 済みませんけれども、原子力をとめるのもお金がかかる。その中で今稼働できるものをしっかり検証しながらやっていくと。その中で、何基かが稼働した中に、早目に原子力にかわるものをもう少し検討しながらやらないと、やっぱり非常に難しい状況がこれから続くのかなと思っています。

東日本大震災の地震が来ても耐えられるような状況を今つくっているからこそ、それがクリアできれば稼働すると。その間に、日本の技術の中で、水力発電なり太陽光発電以外にもっとCO₂を減らした電力発電を早いところ考えていただいて、それが何とかクリアできたときには原子力を全部廃炉にしていくのがベターかなと。

電気料金も相当上がっています。これも皆さん市民の負担がかかる。ただ、もう二度と事故が起きないようにはしなくてはならないから、今いろいろな調査をしているのだと思いますから、私は今すぐではなくて、長期戦で温暖化を進めない状況をつくりながら切りかえていくのが妥当だと思いますので、私はこの陳情に対しては、何十年か後には賛成しますけれども、今のところは反対させていただきます。

○委員長（福富善明君） 広瀬委員。

○委員（広瀬昌子君） 私も大川委員の意見に本当に同じようなところで、このたび津波によって、外的要因で起きた不幸な事故、福島事故を見たときに、どなたももうこういうものは起こしてはいけないということは肝に銘じたと思いますけれども、だから今私が求めているのは、日本では代替エネルギー、先ほど栃木市議会のほうから出させていただいたとおっしゃいましたけれども、それにかわるものがあれば完全に廃炉にするという方向では行かざるを得ないのだと思っています。ですから、その方向性がきちんと出て、本当に年度まで決めてもらうとありがたいという気持ちは一緒です。

しかし、現に、またお話のとおり、CO₂の削減があのとおり数字が出て、議定書もつくられてやっていたにもかかわらず、この事件後、それがいかに、数字的に一切出なくなったというそ

の不思議さもありますし、また災害が増えているというのも、その要因があるというのは認めるところです。

ですから、急に何をしろというこのご意見に対して、廃炉にしていく英知はあると思うのです。ある私の知っている方で、やっぱり東大の教授で、廃炉に向けた研究をしていたのだけれども、国がお金を出すことがなかったのもうちょっとしっかりやっておけばよかったなという教授がいたというお話を伺いました。その方向できちっと私はいくものだと思っているのです。

しかし、また企業もそういう社会貢献をしているわけですし、また今後もそういう貢献をしていただかなければならないと思いますので、また企業的な英知を集中して、こういうものを糧として、きちんとしたそういう力をつけて、事故のないような、そういうものもできるのではないかという期待もあります。

ですから、この趣旨は大変わかるのですけれども、だから急にこういうものを一切廃止する、海外諸国に輸出をするな、そういうことは私の議会ではできないのではないかと思いますので、これを不採択とさせていただきます。

○委員長（福富善明君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） この件についてはどうか、この趣旨の陳情は平成24年3月に、さっき大川委員のほうから話がありましたけれども、3月に出ておまして、そのときに私は賛同しております。ただ、今回の件については、賛同できる部分とできない部分があって、どういうふうに考えればいいのかということで非常に今苦慮しています。非常に悩んでいます、どうしたらいいのだろうと。

平成24年のときに賛同したその理由は、一つは、みんなで電気を使わないような省エネにもっともっと努力をしていきましょうということであったり、あるいは別なエネルギーをもっと使っていくことを研究していきましょうと、そういうものを増やしていきましょうということがあったり、そういう段階を踏んで、最終的には廃止にしていましょうという、そういうお話でしたので、私は賛同したのです。

今回のことについては、その辺が全くうたわれていなくて、即というふうに受けざるを得ないのですけれども、そのことについては少し、今あるものの廃炉にすることについても、まだ確立されていないわけですので、そのこともしっかりやらなくてはいけないのではないかという思いも実はありますので、したがって賛同できる部分とできないところがあるということで、私は今非常に悩んでいます。

だから、今回のこの陳情に対して賛同するしないという判断も一つはありますけれども、一つの考え方としては、継続をして、我々議会が本当にこのことについてどう向き合ったらいいのだろうということを改めて考え直す必要があるのではないかという思いも実は持っております。

現時点の私の意見を述べさせていただきます。

○委員長（福富善明君） 渡辺委員。

○委員（渡辺照明君） 日本人は結構賢い人種なのです。戦後70年でこういうことをやってきました。それで、CO₂が多いから、今1回の充電で500キロ走れる車をもうつくっています。ですから、即原子炉をとめて、天然ガスを使ってCO₂を出すと、松本委員が言ったように、気象の変化でああいうゲリラ豪雨までできてくると。そういうものもあれしますので、極端の話、我々はこう思うから、この陳情を採択しろという意味ではなくして、やはり長い目で見れば、なければならないほうがいいのです。なければならないほうがいいのです。

ですけれども、今言うように、針谷さんが、「こうこうと照っている」。こうこうと照っているのです。そのかわりCO₂をばかすか、ばかすか出しているのです。そういうものを考えると、将来の子供たちに何を残したらいいのか。ですから、即やめろという論法は、私は受け入れられないという感じです。

ですから、そのCO₂、京都議定書の問題に対して、電気自動車が今500キロ走ります、1回の充電で。ですから、日本人は賢いあれですから、必ずそういうものができてきますので、そういうものを期待しながら、この即輸出とか原発を即とめろとかということに対しては、私は反対をしなければならぬ。

ですから、ただ単にその場限りの話ではなくて、未永い話で、子供たちにどういうものを残してあげたらいいのか。福島に私はたくさん友達がいます。たくさん友達がいます。ですから、田村市なんかにも大の仲よしがいますけれども、「おまえどうした」と言ったら、「やっぱり人間少ないよ。友達少なくなったよ」と言うから、「おまえ、そんなことを言わないで少し頑張ってくれ」と、こう言っていますけれども、やっぱり一番大事なのはふるさとだと。ですから、必ず日本人の賢さが日本を救いますので、ただ単なるこういう、これがこうだから、こうせよという問題ではなくて、長い目を見て、将来は私なんかも原発はないのほうがいいのです。ですけれども、現時点ではちょっと受け入れられないというのが現状であります。

以上であります。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 何回も発言して申しわけないのですが、やはり委員さんの意見を聞いていますと、CO₂の削減になると。しかし、このCO₂というのは、今始まったことではなくて、例えば今から3,000年前、縄文時代、これにはまさに温暖化でありました。宇都宮市の鬼怒川から鯨の骨が出ましたよね。東京湾もほとんど陸地。この辺、藤岡にも貝塚がありますけれども、そういうように温暖化というのは、一概にCO₂を犯人説にするのは非常に無理があります、歴史的に見て。そのCO₂というものを廃止を、なくそう、それが原発だということへ結びつけていったわけです。

黒点、太陽の黒点があります。あれによっても随分変わるそうでございます、私は知りませんけ

れども、よくはね。I C P P、I P C Cだか、国際的に温暖化を研究している人たちがいますけれども、それはCO₂をやり玉に挙げています。しかし、そのことは非常に寄せ集めの資料を使って、それでお金をもうける人たちにとってみれば都合のいいデータなのだと思いますけれども、CO₂が温暖化をやっているのではない。

それと、今値上げという問題がありました。電気料金の値上げ。ガス、そういうものが上がってしまったと。上がったのは円安になったからでしょう。円安なのです、実際。円安になって初めて、円安になったら輸出が伸びるかといったら、伸びないのです、残念ながら。今本当にそこにある貿易赤字は莫大なものになっているようですよ、新聞なんかでも。ですから、その値上げの脅しというものにも使われておるのではないか。円安の結果が、輸入の石油や天然ガスの値段を2割ぐらい上げてしまったわけです、安倍さんになってから。輸出が伸びないわけです、現地生産しているのですから。円安は関係ないのです。

渡辺さんに反論するようで申しわけないのですけれども、電気自動車、やっぱり電気なのです。那須に藤原さんという方がおりましたけれども、日大の工学部の教授で。電気自動車を日本に普及させたら、原発10基や15基はつくらなければならない、それぐらい電気というものを電気自動車は食うのですよということもありまして、温暖化の、まさに原発の温暖化の切り札として言われていますけれども、それはいろんな都合のいい人たちがそれを言っているのもあって、例えば10万年放射性廃棄物を誰がどのように管理するのですか。それには全くコストも何も入っていないですよ、残念ながら。

そんな余計なことを申し上げましたけれども、皆さんにご理解していただければと思ひまして、発言いたしました。

○委員長（福富善明君） 中島副委員長。

○副委員長（中島克訓君） CO₂がどこから地球上に急激に伸びたかといいますと、やはりイギリスで起こった産業革命から、かなり地球上に内燃機関が普及されたので、だんだんとそこから急激にCO₂が増えていったというふうな科学的なデータがあると思っています。

もう一つは、原発は日本が全部とめたといっても、今の世界の基幹エネルギーの中心は原発になってきているわけです、世界の。ですから、日本がとめたとしても、やはり世界の原発ということ考えた場合にはちょっと恐ろしいなと思っています。そして、そこに今までも日本の技術とか日本の原発を輸出して、そして日本人がやはり向こうで運転をやっているわけです。部品とかも日本が供給しているわけです。ですから、そういったことになると、日本がここで原子力産業を極端にやめてしまえというふうなことになると、質のいい原発のバルブとかいろんな、小さい部品から大きな部品まで日本から供給ができなくなるとなった場合には、非常に世界中の原発が危なくなる可能性もあるわけです。そういう一端を日本は担っている国ではないかと私は思っています。ですから、ここでびたっとやめるということは私は無責任ではないかなと思いますので、今後とも

技術力を磨いて、世界に質のいい部品とか、そういうのも供給もしていかななくてはならない国だと私は思っておりますので、この輸出廃止、核施設の廃止というのも反対というふうなことです。

また、既に傍聴席からもいろいろと言われますけれども、現在もう使われてしまった使用済み核燃料、それは実際にもう日本国内にあるわけです。どこが処理するかといったらば、我が国で処理しなくてはならないのです。どこだってあんなのは持っていきません。フランスで、シェルブールのほうで処理したやつを、向こうで最終処分してくれるかといったらば、また船で日本へ送り届けてくるのですから。どこの国だって高レベルの放射性廃棄物のあれなんていうのは受け取らないです。もうこれだけつくってしまったのです、私たち。

皆さんもそうです。皆さんだって電気使っているのだから、原発を使った発電した電気で私たちはこれだけの今の生活を享受しているわけですから、極端な話、我々一人一人がその責任者なのです。ですから、そういったことを考えたときには、この国内で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 済みません、中島副委員長、傍聴人と対話はしないでください。

○副委員長（中島克訓君） 済みません。

○委員長（福富善明君） 傍聴の方も静粛をお願いします。

○副委員長（中島克訓君） ですから、やっぱりそういうふうなことも考えると、やっぱり核施設を、やはりもう出してしまった……

〔「つくったからだんべや」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（中島克訓君） 出してしまったごみは、もう私ら国で、もう保管なり最終処分まで責任を持たなくてはならないわけだから、この核施設というのは、そういうふうなのを即時廃止とか、そういうのはちょっと極論なので、やはりこれにはちょっと賛同はいたしかねるというふうなことです。済みませんでした。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 大川委員。

○委員（大川秀子君） いろんな意見がある中で、やはり誰しも、中には最初から、これは原子力は最終的にも必要なのだという意見もあるかもしれませんがけれども、多くの方は、将来的には廃止の方向ではないかということやはり同一の意見だというふうにならざるを得ないと思います。だから、これをなかなかこの文言の中で、この文言の中に、将来的には廃止するということが入っていれば賛同しやすいということになるわけですが、陳情者の意見を考慮すれば、勝手にここに「将来的には」と入れるわけにも、これは恐らくいかないのだというふうに思います。

でも、やはり原発は将来的には廃止するというのであれば、この採決の仕方を、陳情者の意を酌んで、趣旨には賛同できるという、趣旨採択という方法もあるのではないかなというふうに思いますけれども。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 私も今大川委員さんの意見に賛成したいと思いますが、これは一字一句このとおりというわけにはいかないと、議論を聞いていますと、将来的にはというふうな含みを持たせて廃止はすべきだというふうに私も受けとめたものですから、そのようなことができるのであれば、そのようなことでよろしいのではないかと思います。

○委員長（福富善明君） ちょっと失礼します。関口委員、まだ発言していないと思いますけれども、発言はされますか。

関口委員。

○委員（関口孫一郎君） 私も皆さんのいろいろな意見を聞いております。そんな中、私も将来的には原子力発電という部分、これに関してはやっぱりなくすべきだ、そういう思いは強く思っています。ただ、現状でいろんな、皆さんの言っていること全て正しいのです。ただ、現状の中で即停止し、核施設をやめなさいよということになると、現状54基ある原子力発電所、では燃料棒をどうするのと、そういう話になっていくわけです。

やはり何でもそうなのですが、極論から極論に行ってしまうと、どうにもならない部分があると思うのです。ですから、やはり今の、これからのこういった技術をつくるためにも、やっぱり今の形をどんどん、技術開発、日本の技術が伸びてきたというの、やっぱりそれを研究する学者の方がいて、学生がいて今の日本の形態があると思うのです。ですから、新しい技術ができるまで、代替エネルギー確保できるまで、やはり私は今の原子力発電施設、安全の確認されたものから、やはり順次稼働して、将来的には廃止に持っていく、これが一番いいのかなと私は思っていますので、できればこの即時廃止という部分でこれを出されたときには、私は今の現状では反対という立場をとらざるを得ないかなと思っています。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにご意見ありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 千葉でございます。さっき継続で、継続をしている間に我々として考えようという思いはありましたけれども、「将来的に」という文言を入れて趣旨でということであるならば、そこには賛同したいというふうには思っておりますので、最終的な意見を述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 済みません、今議論が白熱していますので、事務手続がございますので、暫時休憩させていただきます。

（午後 2時44分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

○委員長（福富善明君） まだまだご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

大川委員。

○委員（大川秀子君） 私は最初から、この願意はわかるけれども、実現性がすぐには厳しいということで、趣旨採択という方法はどうかというふうに提案はしております。しかしながら、皆さんの意見がどうかというと、その辺のところはちょっと不確実なところでありまして、これを否決するということであったならば、きちんと議会として、やはり議会としての、将来的には段階的に廃止をしていくという、きちんとした議会として意見書を国のほうに提出してはいかがかなというふうに思いますけれども。

○委員長（福富善明君） ほかにご発言はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 私も議会としての、何回も言って申しわけないけれども、非核平和都市宣言、これは平成24年、つい2年前に決めたことでありまして、この趣旨からしましても当然、今大川委員が言うように、趣旨採択というものをこれから追求していくということは、一つの議会としての良心を示すことではないのかなという気がいたしますので、そのことについては賛同したいと思います。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

次、ご意見ある方はありませんか。

千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 私は、先ほど継続審査というのを取り下げたのですけれども、その取り下げた理由は、趣旨採択であるならば賛同できるということがあって、継続審査よりは趣旨採択のほうがいいのではないかということを選択をしましたので、そういう考えを持っております。ただ、議会としての考え方もやはりきちっと示すべきだという考えは持っておりますので、そのことは申し上げておきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） ご意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 意見等がないようでありますので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員のご起立を求めます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 先ほど大川委員のほうから、意見が述べられましたので、これから趣旨採

採決についての採決をいたします。

それでは、お諮りいたします。本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○委員長（福富善明君） 起立少数でありましたので……。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○事務局書記（金井武彦君） それでは、ご説明させていただきます。

ご意見がいろいろ各委員さんから出まして、採択の順番について確認をさせていただきま。まず、趣旨採択にするかどうかの確認でございます。次に、採択するかしないかの確認でございます。

その順番で採択のほうを委員長にお任せしますので……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時06分）

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時08分）

○委員長（福富善明君） 採択方法ですが、趣旨採択と採択についての起立採決をいたしますので、よろしくお願ひします。

初めに、趣旨採択について採決いたします。

それでは、お諮りいたします。本陳情を趣旨採択とすべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛成	針谷育造	大川秀子	千葉正弘	〕
	反対	中島克訓	広瀬昌子	松本喜一 渡辺照明	
		関口孫一郎			

○委員長（福富善明君） 起立少数であります。

したがいまして、陳情第8号は趣旨採択としないものとするに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛成	針谷育造			〕
	反対	中島克訓	広瀬昌子	松本喜一 渡辺照明	
		関口孫一郎	大川秀子	千葉正弘	

○委員長（福富善明君） 起立少数であります。

したがいまして、陳情第8号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で、当常任委員会の審査は終了しました。

なお、審査報告書及び委員長報告作成につきましては、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午後 3時10分）